

八代市一般廃棄物処理基本計画

〈 ごみ編 〉

中間見直し版

計画期間 平成 30 年度 ～ 令和 9 年度
(2018 年度) (2027 年度)

熊本県 八代市

目 次

第1章 計画の基本的事項	
1-1 計画策定の背景と目的	3
1-2 計画の位置づけ	4
1-3 計画期間	5
1-4 当初計画の概要	6
1-5 当初計画の目標値と進捗状況	7
第2章 基本理念・基本方針	
2-1 基本理念	9
2-2 基本方針	9
第3章 八代市のごみの現状と将来推計	
3-1 処理施設と収集エリア	11
3-2 ごみ量	12
3-3 ごみ質	14
3-4 将来推計	16
第4章 減量化目標	
4-1 排出抑制・再使用	17
4-2 再生利用	17
4-3 最終処分量	17
第5章 ごみ排出抑制のための方策	
5-1 現状における課題	19
5-2 排出抑制・再使用の推進	20
5-3 再生利用の推進	22
5-4 事業者による減量化・資源化	23
5-5 収集体制	24
5-6 中間処理・最終処分	25
第6章 食品ロス削減のための方策	
6-1 背景と位置づけ	26
6-2 現状と課題	27
6-3 削減目標	29
6-4 推進施策	29
第7章 ごみの区分と排出方法	
7-1 ごみの区分と排出方法	31

第8章 一般廃棄物の処理方法		
8-1 一般廃棄物の処理主体	34
8-2 一般廃棄物の収集方法	34
8-3 中間処理方法	35
8-4 最終処分	36
第9章 一般廃棄物処理施設の種類		
9-1 中間処理関連施設の概要	37
第10章 八代市の教訓		
10-1 敷川内環境保全用地	38
10-2 ごみ非常事態宣言	39
《資料編》		
資料Ⅰ 組織体系	41
資料Ⅱ 施設概要	42
資料Ⅲ 過年度データ	50
資料Ⅳ ごみの収集状況	52
資料Ⅴ 資源の主なリサイクル内容	54
資料Ⅵ 用語の説明	55

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景と目的

今日の我が国における大量生産・大量消費型の社会経済活動は、私たちに便利で豊かな生活をもたらした一方で、これらに伴う大量廃棄型社会の形成も相まって、温室効果ガス*の排出による地球温暖化や天然資源の枯渇、自然破壊など、地球規模での環境問題を引き起こしています。

また、最終処分場の残余容量の逼迫など地域特有の問題も生じている現在の社会構造を見直し、持続可能な循環型社会への構造転換を図る必要があります。

国は、平成12年（2000年）6月に循環型社会形成推進基本法を制定し、同法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」を策定するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正や個別のリサイクル関連法の制定・改正により、循環型社会*の形成に向けた基本的方向を示し、法体系の整備を進めてきました。

本市は、平成19年（2007年）5月に策定した一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）について、平成27年（2015年）に見直しを行う計画としておりましたが、新たな廃棄物処理施設（以下「エコエイトやつしろ」又は「エコエイトやつしろ（八代市環境センター）」という。）の稼働が平成30年（2018年）度と計画され、このことにより本市における一般廃棄物の処理状況が大きく変化することが想定されたことから、平成28年（2016年）度からの新たな基本計画の策定を見送り、計画年次をエコエイトやつしろの供用開始までとして、ごみの減量化と資源化に取り組んできました。

平成30年（2018年）10月にエコエイトやつしろが本格稼働したことから、廃棄物処理法第6条の規定及び環境省リサイクル対策部が示している「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」に基づいて、本市の基本計画を平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間として策定しており、中間年度となる令和4年度（2022年度）において見直しを行うものです。

なお、計画期間中に改元によって元号が変わりましたことから時系列を分かりやすくするため、見直し後の計画の中では和暦の年及び年度表記に西暦を（ ）で併記しております。

1-2 計画の位置づけ

基本計画は、法律と国や県の計画、市の総合計画及び環境基本計画などの上位計画に基づき、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

なお、長期的視点にたった「基本計画」と、この計画に基づき年度毎に策定する「一般廃棄物処理実施計画（以下、「実施計画」という。）」をもって「一般廃棄物処理計画」とします。

国

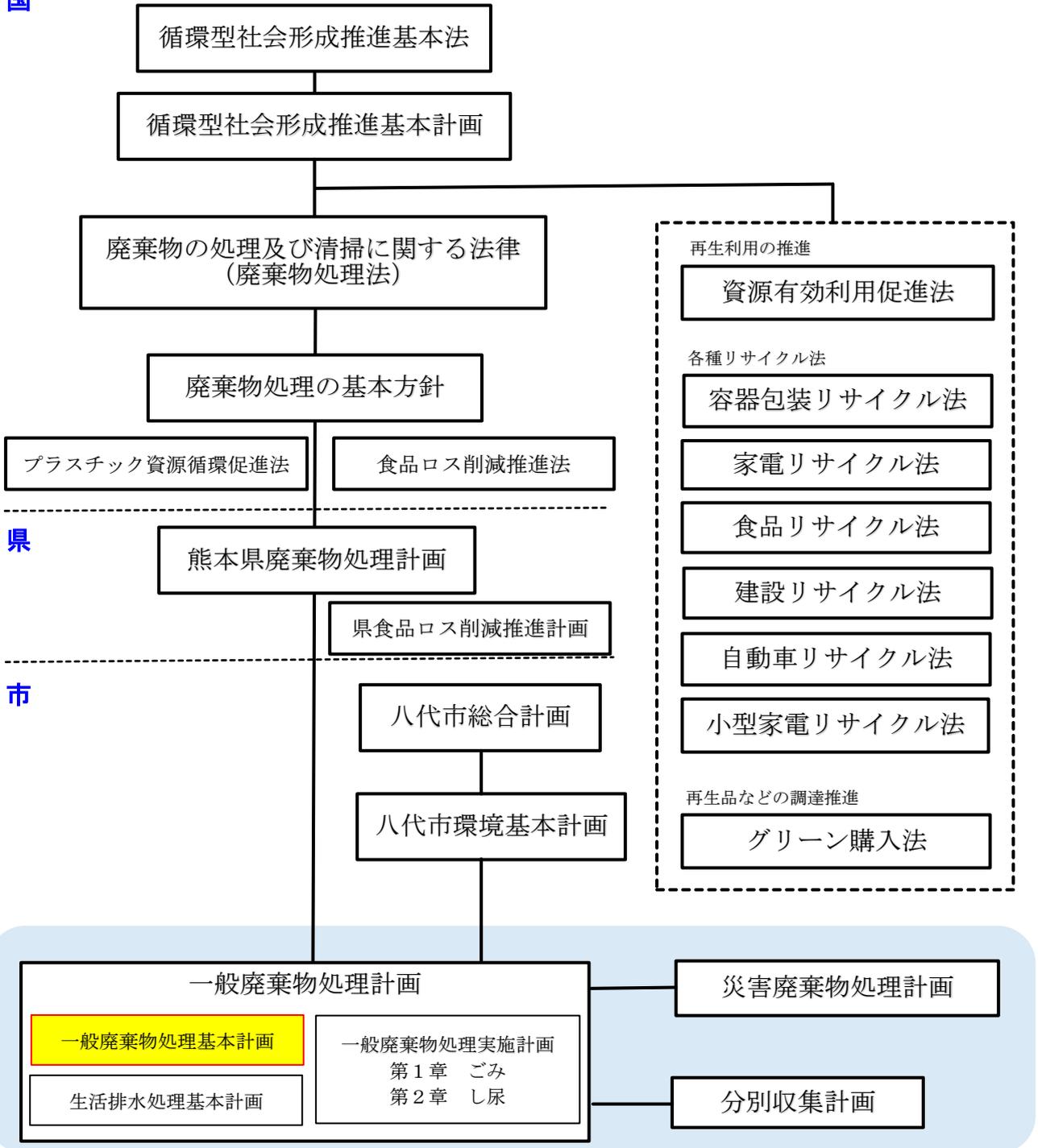


図 1 - 1 本計画の位置づけフロー図

1-3 計画期間

平成 30 年度（2018 年度） ～ 令和 9 年度（2027 年度）〔10 年間〕

当初、本計画は平成 18 年度（2006 年度）を起点とし、平成 22 年度（2010 年度）を中間見直し期に設け、計画目標年次を平成 27 年度（2015 年度）としていました。

しかし、清掃センターの老朽化により焼却能力が極端に低下したことから平成 22 年（2010 年）7 月に“ごみ非常事態”を宣言し、緊急的にごみ減量に取り組むこととなり、また、急務である新たな一般廃棄物処理施設の稼働が平成 30 年度（2018 年度）に計画されたことから、平成 28 年度（2016 年度）の基本計画の策定を見送り、一般廃棄物の処理状況が大きく変化する「エコエイトやつしろ」でのごみ受入開始まで、計画期間を延長していました。

平成 30 年（2018 年）10 月に「エコエイトやつしろ」が本格稼働したことから、計画期間を令和 9 年度（2027 年度）までの 10 年間とした新たな基本計画を策定し、見直しを行う中間目標年次を令和 4 年度（2022 年度）としています。

図 1 - 2 計画年次（基本計画）

年度 内容	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 2026	R9 (2027)
計 画 策定年次										
中 間 目標年次										
計 画 目標年次										

1-4 当初計画の概要

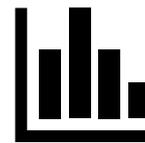
基本的方向

- リデュース (Reduce) : 発生抑制の認識と継続
- リユース (Reuse) : 再使用の推奨と定着
- リサイクル (Recycle) : 再生利用システムの構築
- 環境負荷の低減



基準年度 (平成 25 年度 (2013 年度) 実績)

- 総排出量 40,460 t/年
- 一人一日当たりのごみ排出量 836 g/人・日
- リサイクル率 (再資源化率) 20.4%
- 最終処分量 5,177 t/年



数値目標 (令和 9 年度 (2027 年度) 目標値)

- 総排出量 36,414 t/年 (基準年度比 90.0%)
- 一人一日当たりのごみ排出量 826 g/人・日 (基準年度比 98.9%)
- リサイクル率 (再資源化率) 28.0%
- 最終処分量 481 t/年 (基準年度比 9.3%)



1-5 当初計画の目標値と進捗状況

ごみ減量とリサイクルの推進

本市ではこれまで、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みを基本としたごみの減量化と適正処理の推進を図ってきており、資源の分別収集をはじめ、生ごみの水切りや生ごみ堆肥化容器等設置助成制度の活用、事業所における減量計画書策定等に加え、「日曜特別開設」の活用等を市民へ呼びかけ、市民・事業者・行政の協働によるごみ減量化と再資源化に努めてきました。

表 1-1 当初計画における中間実績と目標（ごみ減量化とリサイクル）

目標項目	単 位	基準年度	令和 3 年度 (2021 年度)		令和 9 年度 (2027 年度)	
		平成 25 年度 (2013 年度)	実 績	基準年度比 (%)	目 標	基準年度比 (%)
総排出量	t / 年	40,460	38,401	▲5.1	36,414	▲10.0
一人一日当 たりのごみ 排出量	g / 人・日	836	847	1.3	826	▲1.2
リサイクル 率	%	20.4	27.2	—	28.0	—

〈参考〉 人口の減少率=約▲6.2% (H25:132,556人 → R3:124,286人)

直近の令和 3 年度(2021 年度)実績においては、「総排出量」が基準年度と比較して 5.1%の減少がみられました。これは、人口減少によるものが大きいと考えられます。

しかしながら「一人一日当たりごみ排出量」は、基準年度と比較して 1.3%の増加となっています。これは、近年の新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などの生活様式の変化に伴い、在宅時間と家庭での食事機会が増えたことや、それに伴うテイクアウト需要の拡大、ネットショッピングなどの通信販売の利用増加が要因のひとつではないかと考えられます。

また、リサイクル率については、上昇傾向にあります。これは、エコエイトやつしろの稼働開始により、焼却灰のセメント原料化と山元還元*による再資源化を行っていることが大きな要因であります。さらに、ごみ分別ルールの周知・啓発により、市民のごみ分別ルールの認知度が高まっていることも要因のひとつではないかと考えられます。

事業系ごみの排出量に関しては、計画期間中において大きな変動は見られませんが、生活系ごみが減少傾向にあることから、総排出量に占める事業系ごみの割合が高くなっています。

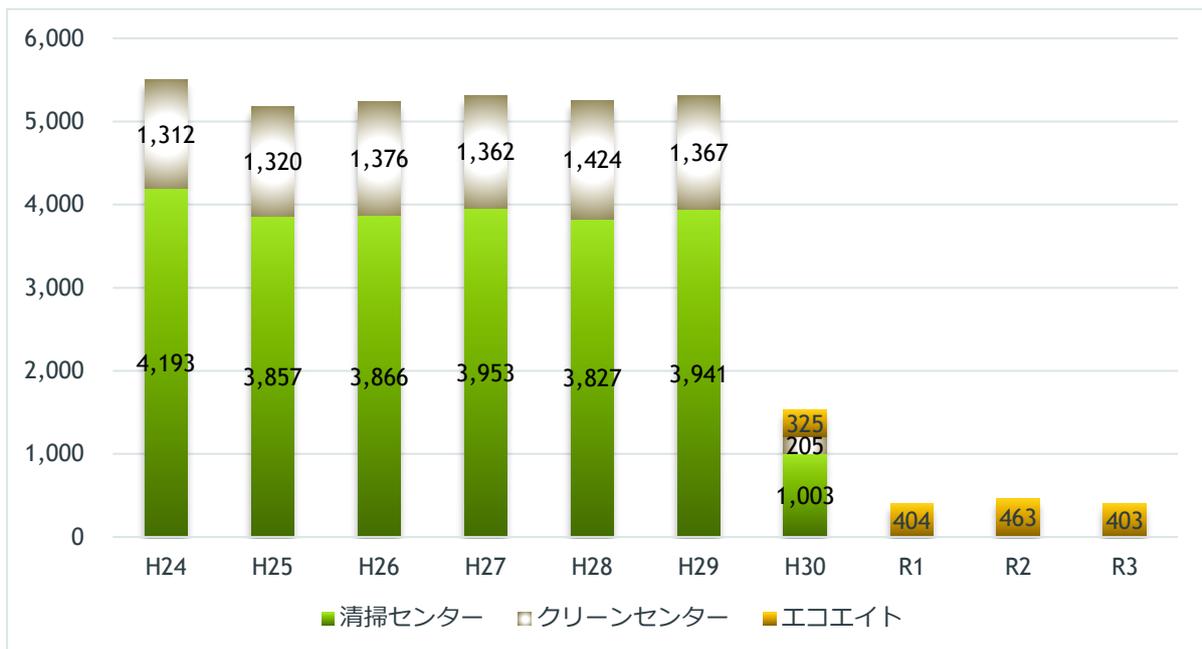
事業系ごみの排出量は、景気や社会情勢等に大きな影響を受ける業種もあり、一律に減量効果を判断することは出来ませんが、排出量が特に多い事業所等に対しては、個別の訪問調査等により実情を把握し、必要に応じた助言等のサポートを行います。

最終処分量

表 1 - 2 当初計画における中間実績と目標（最終処分量）

目標項目	単 位	基準年度 平成 25 年度 (2013 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)		令和 9 年度 (2027 年度)	
			実 績	基準年度比 (%)	目 標	基準年度比 (%)
最終処分量	t/年	5,177	403	▲92.2	481	▲90.7

図 1 - 1 最終処分量



最終処分量は、エコエイトやつしろの稼働開始により、これまでは最終処分されていた焼却灰のセメント原料化と山元還元による資源化を行ったことで、最終処分量の大幅な減量となっております。

今後も、焼却灰のセメント原料化と山元還元による資源化を継続していくとともに、高水準のリサイクル率を求めるには、可燃物に含まれている資源物の更なる分別強化に努めるとともに、ガラス陶磁器類の再資源化の可能性についても検討が必要です。

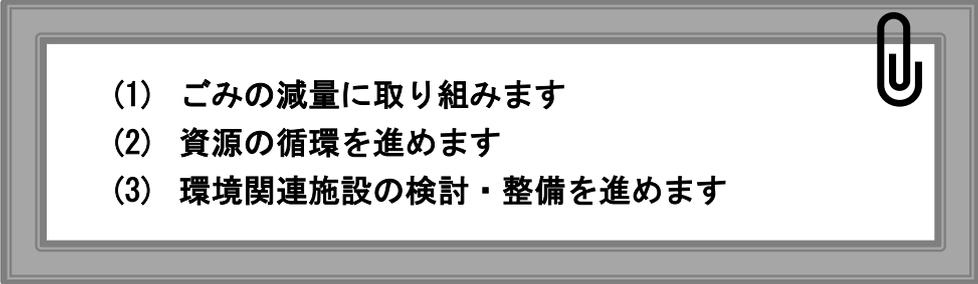
第2章 基本理念・基本方針

2-1 基本理念

本市では平成19年策定の基本計画において、いわゆる3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の推進と、市民・事業者・行政の3者によるパートナーシップのもと、従前の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造から脱却した「持続可能な循環型社会」を目指すことを基本理念としていました。

これに加え、今回の基本計画では、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」で示す方向性のひとつである「持続可能な社会づくりとの統合的取組」を尊重し、市民や事業者のほか国、県、NGO、NPO等との連携により、環境的側面（循環、低炭素、自然共生など）に限らず、経済的側面（資源、工業、農林水産業など）と社会的側面（福祉、教育など）をも可能な範囲で向上させることを目指します。

2-2 基本方針

- 
- (1) ごみの減量に取り組みます
 - (2) 資源の循環を進めます
 - (3) 環境関連施設の検討・整備を進めます

基本理念を実現していくためには、これまでの3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みを基本としたごみの減量と適正処理の推進を図りつつ、同時に今後想定される「人口減少」や「少子高齢化」、「日本経済の停滞」等を考慮した統合的な取組みを検討するとともに、「廃棄物処理法*」並びに「容器包装リサイクル法*」で示された市民、事業者、行政のそれぞれの責務を明確にしていくことが必要です。

※上記法律で関係する条文については、56～57頁に抜粋を掲載しています。

リデュース (Reduce) : 発生抑制

市民自らがごみの排出者であり、ごみ問題解決のキーパーソンであることを認識し、ライフスタイルを根本から見直し「ごみになるものは求めない」、「ごみをつくらない」ことを心掛けることが必要です。

事業者は、自らの事業活動によって生じる「ごみ」に対する処理責任を有していることを意識し、ごみの排出抑制や再資源化について高い認識を持つことが必要です。

行政は、市民や事業者のごみ発生抑制のための意識を高揚させる啓発活動に力を入れるとともに、その取組みを継続させる仕組みの構築が必要です。

リユース (Reuse) : 再使用

市民は、使用している家具や電化製品等の故障時には修理を心がけ、なるべく長期使用することに努めることが重要です。

事業者は再使用しやすい商品の提供や商品開発などを行い、消費者（市民）の目線に立ったサービスを提供していく必要があります。

行政は、詰め替え商品購入等の再使用への取組みを市民に推奨するとともに、フリーマーケット等の身近な資源循環に沿った市民活動と協働していく必要があります。

リサイクル (Recycle) : 再生利用

市民は、積極的に再生品を利用することや、集団回収や行政が行う分別収集のように資源を有効活用する取組みに協力することが求められます。

また、資源の収集と再資源化は事業者と行政が協力することにより、円滑な収集システムを構築し、技術や経済の面でも効果的な再資源化に努める必要があります。

環境負荷の低減

市民、事業者は、ごみの不適正処理（主にごみの焼却と不法投棄）を行わないよう心がけ、行政は未然に防止するための体制を整備します。

行政は、資源として利用できるものは可能な限り焼却しないことを基本とし、焼却を必要とするごみの処分の際に発生する多量の熱については、積極的に有効活用するとともに、焼却灰についても事業者との協力のもと、可能な限り有効に再資源化するシステムを確立します。

八代市役所における独自の取組み

市庁舎から排出される機密文書は焼却処理を行うことなく、市内製紙工場の原料投入口まで市職員が同行し、投入を確認することで資源化しています。

この資源化事業は2ヶ月に1回実施しており、年間約24tの紙が資源化されるとともに、各部課かが輪番で禁忌品（ステープラーの芯やクリップなど）の取外し確認を行うことで職員の資源化に対する意識向上を図っています。

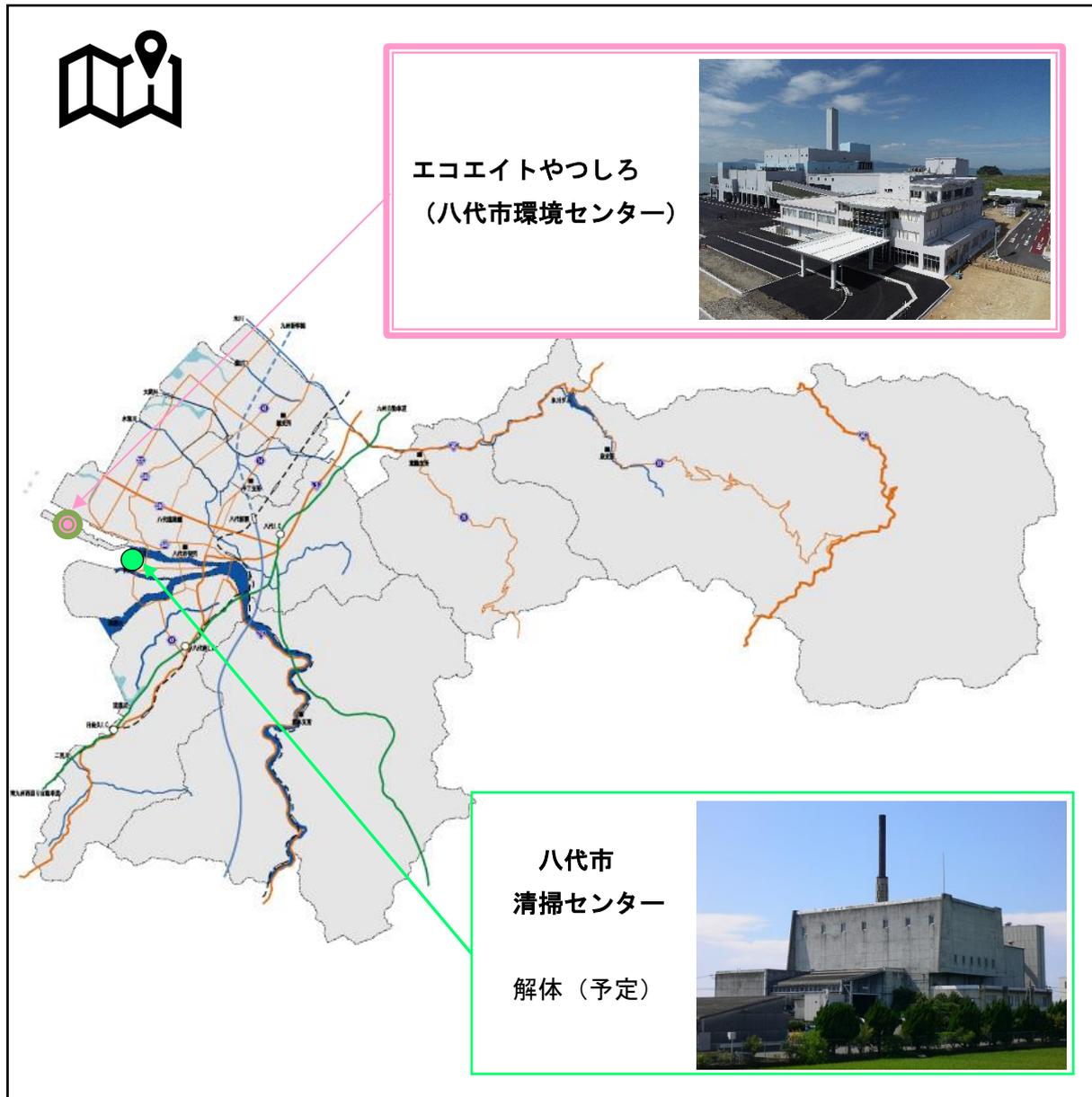


写真3-1 市庁舎にける機密文書の資源化への取組み

第3章 八代市のごみの現状と将来推計

3-1 処理施設と収集エリア

図3-1 位置図



本庁管内と坂本町の南部エリアから排出される一般廃棄物（ごみ）については、八代市清掃センターにおいて、また、千丁町、鏡町、東陽町、泉町の北部エリアから排出される一般廃棄物（ごみ）については、八代生活環境事務組合クリーンセンターで平成30年（2018年）6月末日まで一般廃棄物の受入と中間処理を行っていました。

平成30年（2018年）7月からはエリア分けを無くし、新たなごみ処理施設である「エコイトやつしろ（八代市環境センター）」で市内から排出される一般廃棄物の全量受入と中間処理を開始しました。

3-2 ごみ量

図3-2 八代市の総排出量と1人1日あたり排出量

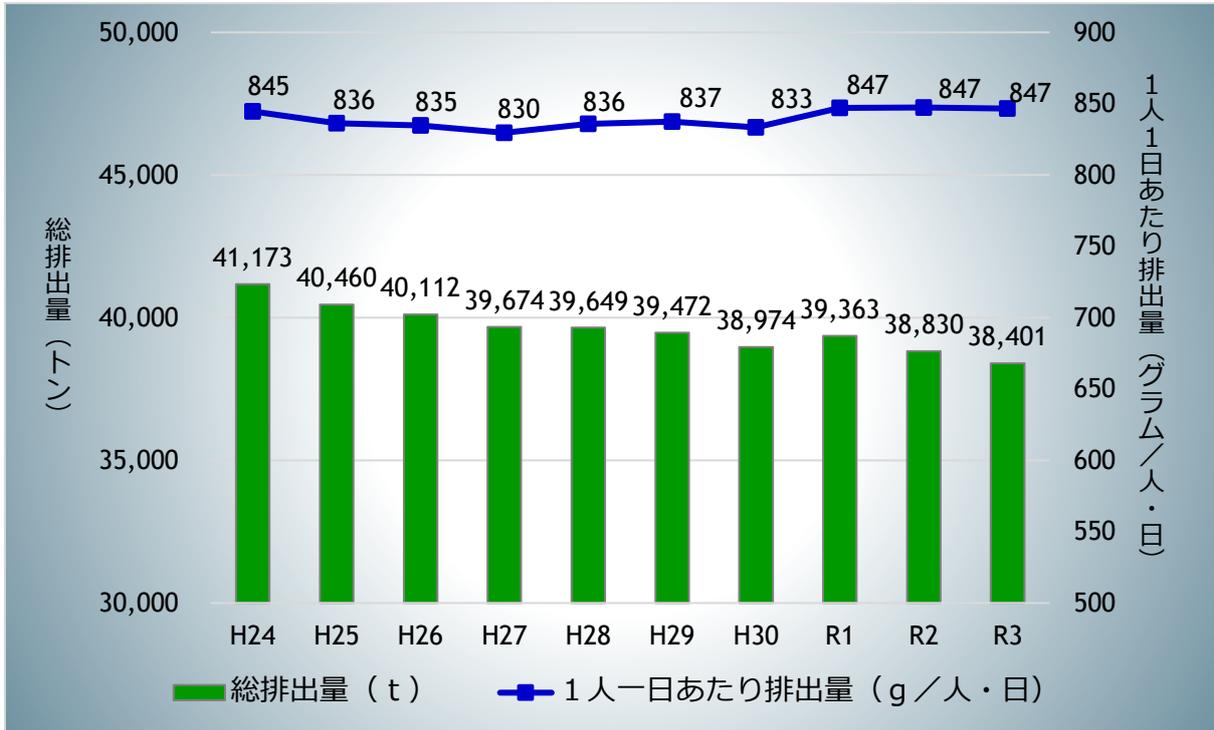
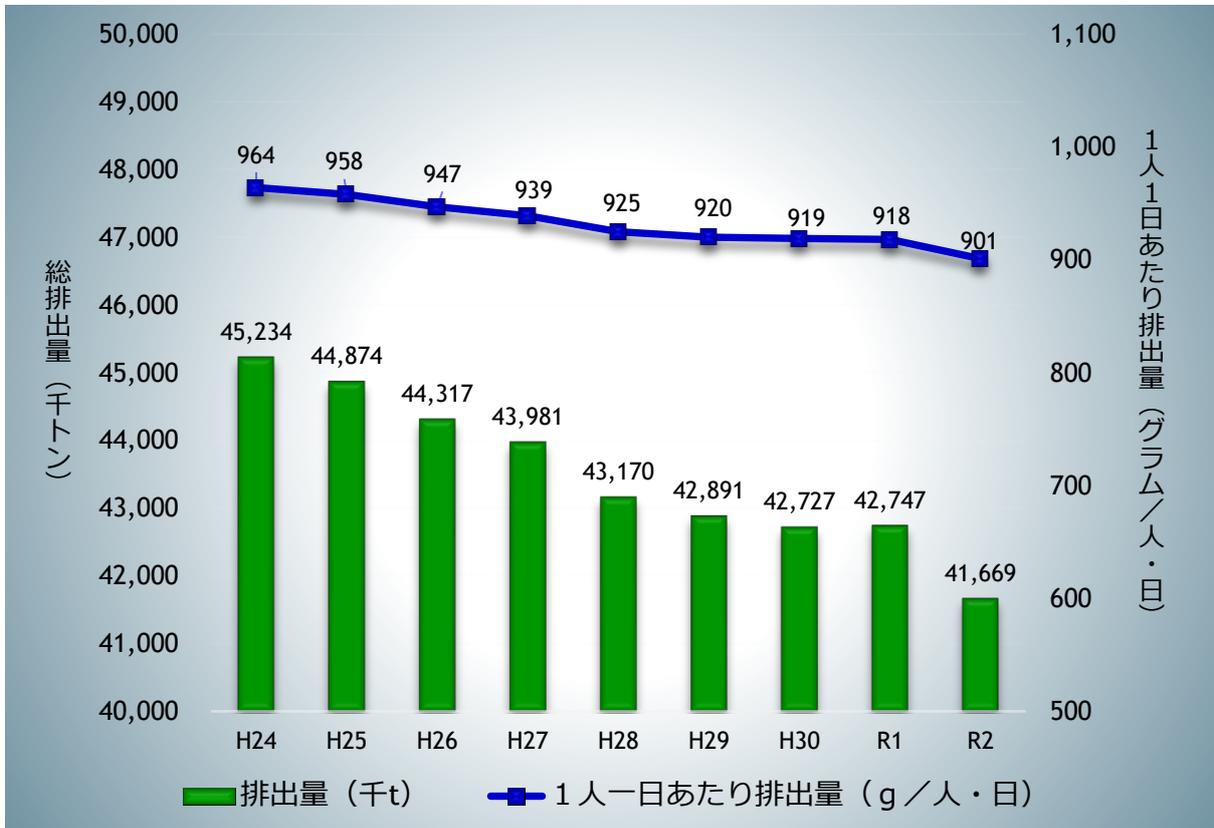


図3-3 日本の総排出量と1人1日あたり排出量



出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

図3-4 八代市の生活系ごみと事業系ごみの比率（燃えるごみ）

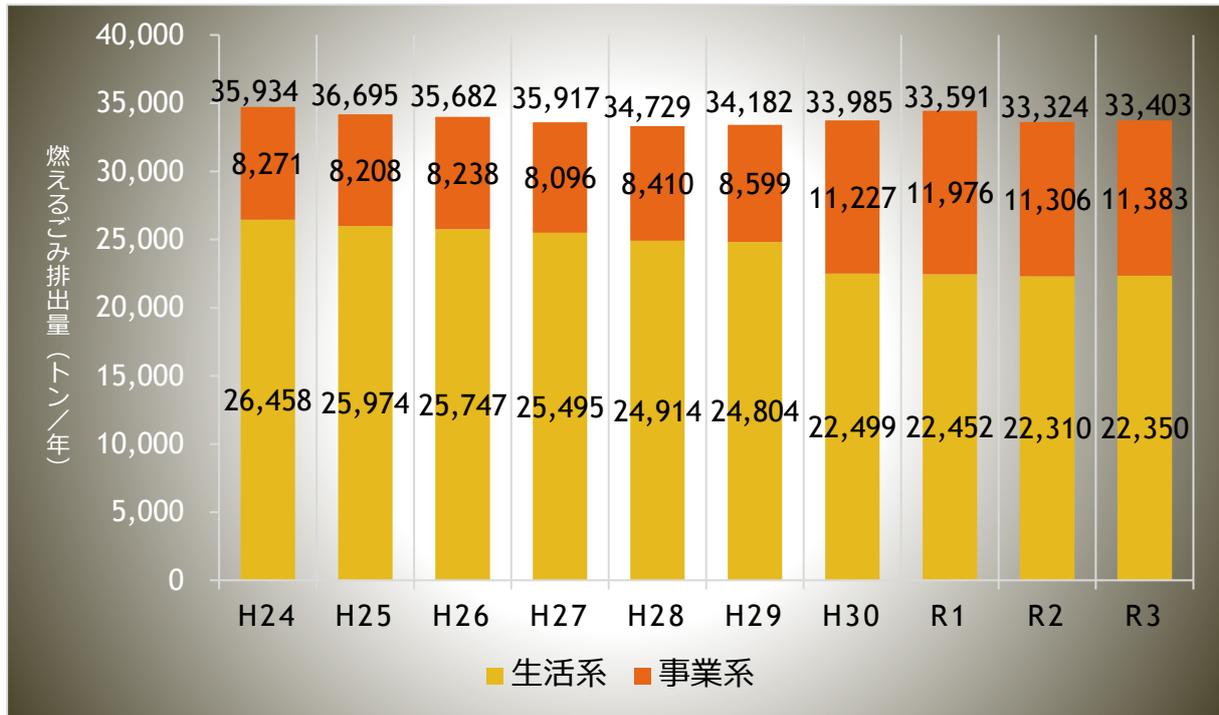
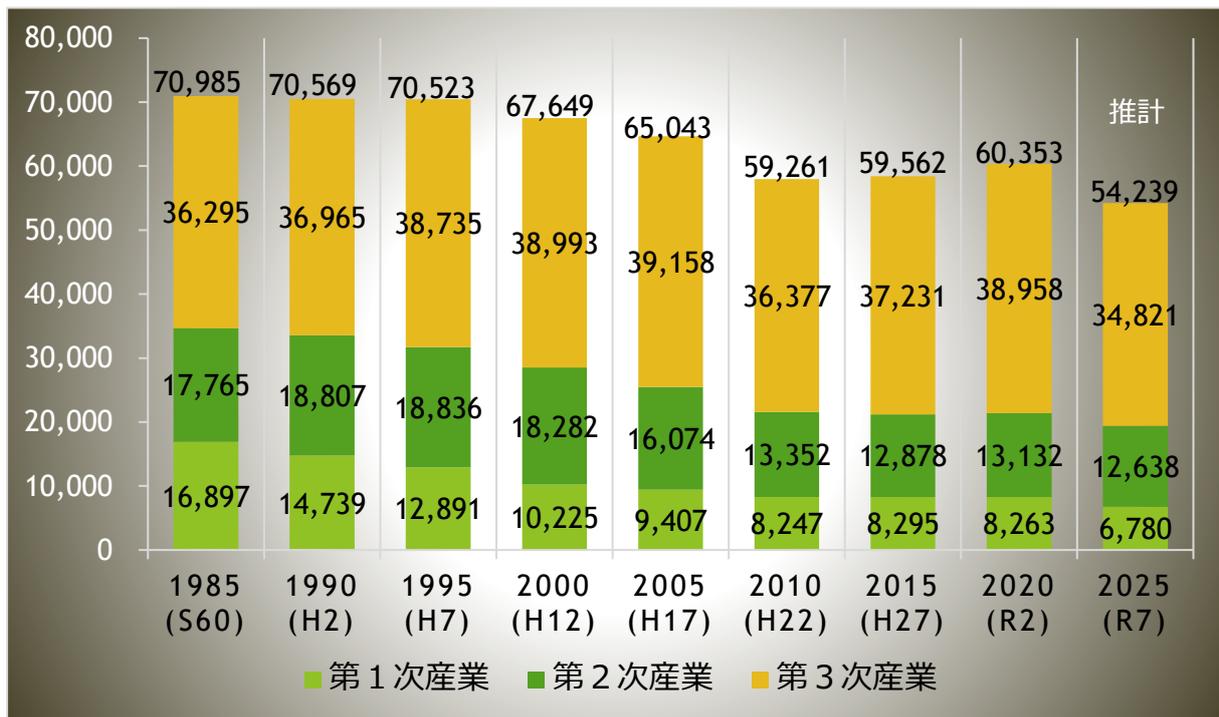


図3-5 八代市の産業分類別就業人口の推移と将来推計



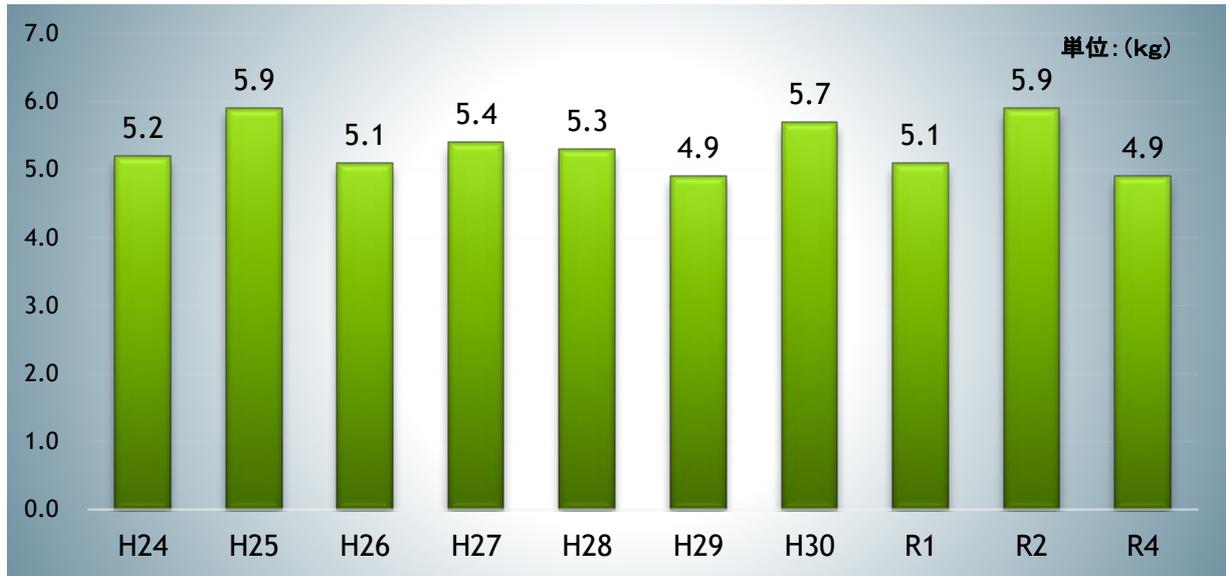
出典：国勢調査、第2次八代市総合計画

図3-2「八代市の総排出量と1人1日あたり排出量」を見ると、総排出量は減少傾向にあります。1人1日あたりの排出量は横ばい状態にあります。

また、図3-4「八代市の生活系ごみと事業系ごみの比率（燃えるごみ）」を見ると、生活系が減量傾向で事業系が増量傾向にあるため、事業系ごみの比率が高くなっているものの、全体的に燃えるごみの量は漸減しています。

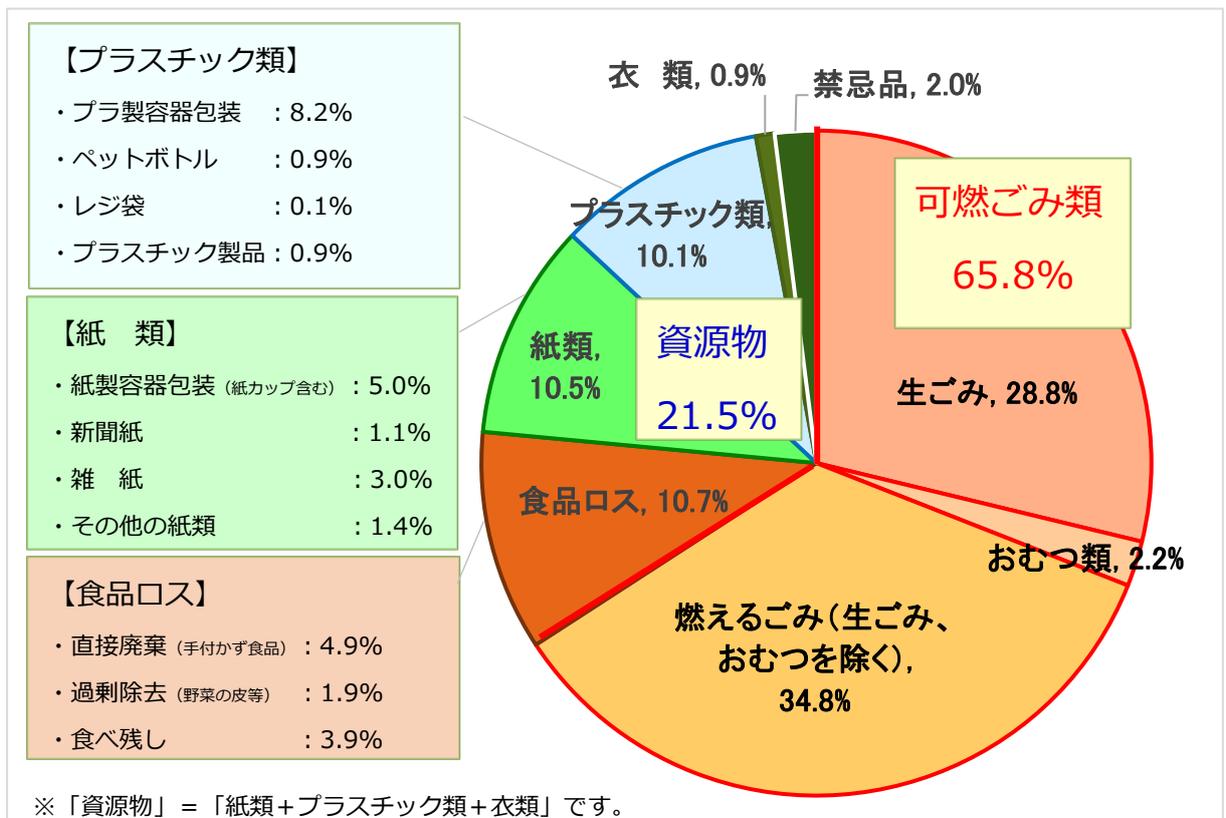
3-3 ごみ質

図3-6 八代市の家庭から排出されるごみ袋の平均重量



出典：八代市 有料指定袋内組成調査結果
 ※令和3年度：調査未実施

図3-7 八代市の家庭から排出される燃えるごみの組成状況（令和4年度）



令和4年度(2022年度)に実施した「有料指定袋内容物組成調査」では、重量ベースで21.5%の資源物の混入が見られました。また、全体の39.5%を占める生ごみ(食品ロス含む)については、その重量の多くが水分を含んだ生野菜や賞味期限切れと思われる食品類でした。

図3-8 八代市の家庭から排出される資源（可燃性資源のみ）の推移

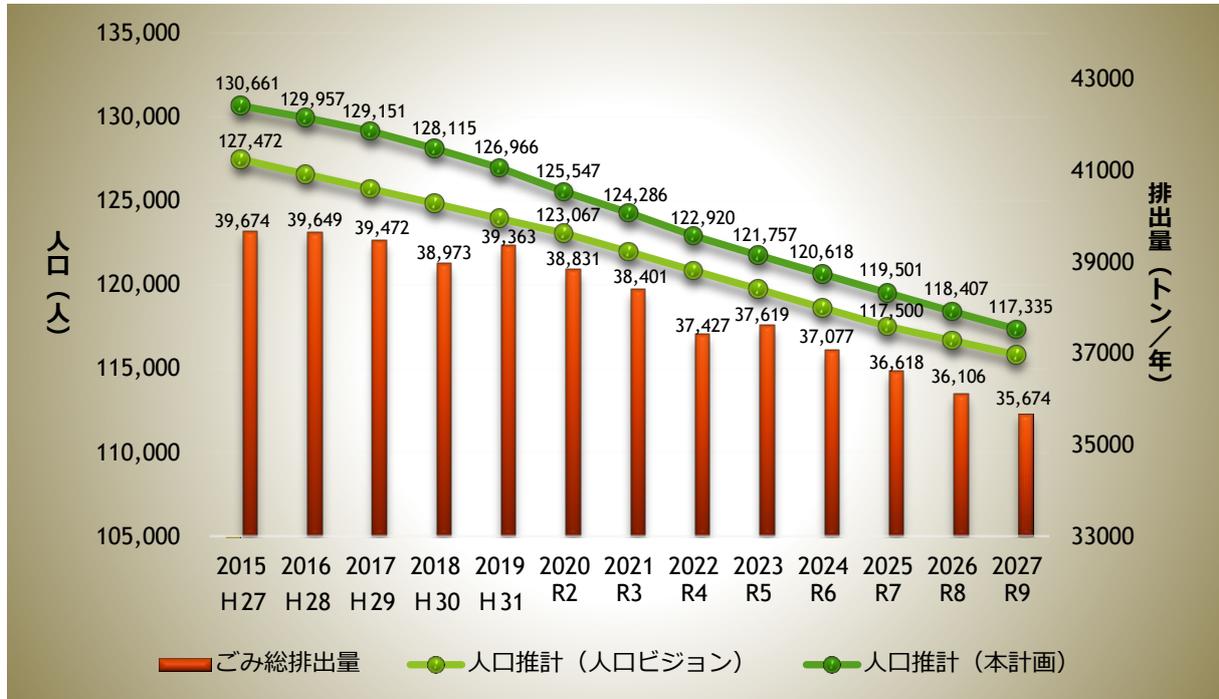


可燃性資源のうち、重量ベースでプラスチック製容器包装が増加傾向にあり、プラ製容器包装の分別が進んでいることが要因のひとつではないかと考えられます。また、紙類では段ボールと新聞、雑誌・雑紙が多く排出されているものの減少傾向にあり、これは市内各所に設置されている民間の無料回収所が増えてきたことが要因のひとつではないかと考えられます。

3-4 将来推計

本市の第2期人口ビジョンでは、国勢調査の人口を基準として、各種統計値等に基づき人口の将来展望が示されています。本計画では、住民基本台帳人口の増減実績を基に推計人口とごみ発生量等の将来予測を行いました。

図3-9 人口とごみ発生量（令和4年度以降は推計）



※人口推計は過去5年間の本市の人口増減実績を基に算出しています。

表3-1 ごみの発生量及び処理量の見込み（令和3年度までは実績）

単位：t/年

年度	人口 (人)	発生量 (排出量)			直接資源化量 (樹木剪定くず)	中間処理				最終処分量	集団回収量	リサイクル率 (%)
		うち可燃	うち資源			焼却処理量	再生利用量	主灰	飛灰			
2018 (H30)	128,115	38,973	33,726	5,247	560	35,652	2,825	1,583	563	1,244	6,055	25.4
2019 (H31)	126,966	39,363	34,428	4,935	533	36,339	2,750	2,566	904	404	6,040	27.8
2020 (R2)	125,547	38,831	33,617	5,214	548	36,555	3,049	2,686	866	463	4,945	27.3
2021 (R3)	124,286	38,401	33,733	4,668	590	34,580	2,798	2,463	788	403	5,430	27.2
2022 (R4)	122,920	37,427	32,963	4,464	597	33,347	2,738	2,320	800	378	5,463	27.4
2023 (R5)	121,757	37,619	33,046	4,573	578	34,293	2,752	2,390	820	375	5,426	27.4
2024 (R6)	120,618	37,077	32,464	4,613	552	33,942	2,731	2,444	815	392	5,293	27.6
2025 (R7)	119,501	36,618	32,069	4,549	556	33,531	2,731	2,414	805	390	5,159	27.6
2026 (R8)	118,407	36,106	31,693	4,413	558	32,974	2,672	2,374	791	377	5,201	27.7
2027 (R9)	117,335	35,674	31,310	4,365	554	32,771	2,656	2,359	786	373	5,174	27.8

人口は9月末現在の人口

最終処分量 = 不燃残渣 + ガラス陶磁器類

リサイクル率 (%) = (直接資源化量 + 再生利用量 + 主灰 + 飛灰 + 集団回収量) / (発生量 + 直接資源化量 + 集団回収量) × 100

第4章 減量化目標

表4-1 国の廃棄物減量化の方針

		ごみ減量目標に関する基本事項		
		基準年度	目標年度	目標内容
廃棄物処理法に基づく基本方針	ごみ排出量	平成 24 年度 (2012 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	約 12%削減
	再生利用率 ※			約 27%
	最終処分量			約 14%削減
第四次循環型社会形成推進基本計画	1人1日当たりごみの排出量	—	令和 7 年度 (2025 年度)	約 850g/人/日
	1人1日当たり家庭系ごみ量			約 440g/人/日
	事業系ごみ量			約 1,100 万 t

※再生利用率は基準年度〔平成 24 年度（2012 年度）〕の約 21%から目標年度において約 27%に増加

※廃棄物処理法に基づく基本方針は、令和 2 年度を目標年度としていたが、基本方針の内容に大幅な変更の必要はないことから令和 2 年度は改定を行わない旨の通知があっており、目標年度の表記を令和 2 年度としている。

4-1 排出抑制・再使用

- ◎ 令和 9 年度（2027 年度）における総排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 12% 削減します。
- 1人1日あたりごみの排出量に換算すると 829 g/人・日

4-2 再生利用

- ◎ リサイクル率は、令和 9 年度（2027 年度）において 28.0% を達成します。

〔算出方式〕

$$\text{リサイクル率} = (\text{直接資源化量} + \text{再生利用量} + \text{主灰} + \text{飛灰} + \text{集団回収量}) / (\text{発生量} + \text{直接資源化量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

4-3 最終処分量

- ◎ 令和 9 年度（2027 年度）における最終処分量は、平成 25 年度（2013 年度）比で 92.8% 削減します。

〔算出根拠〕

エコエイトやつしろの稼動に伴い、焼却灰の資源化を行うことを前提として算出

主灰* → セメント原料化

飛灰* → 山元還元+セメント原料化

最終処分=ガラス陶磁器類

表 4-2 総排出量

※上段：目標(基準年度比) 下段：実績・見込み

	平成 25 年度 (2013 年度) 〔基準年度〕	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 4 年度 (2022 年度) 〔中間年度〕	令和 9 年度 (2027 年度) 〔目標年度〕
八代市				38,437 t (95.0%)	37,830 t (93.5%)	35,604 t (88.0%)
	40,460 t	39,649 t	39,472 t	38,831 t	37,427 t	35,674 t
熊本県				497 千 t		
	565 千 t	553 千 t	559 千 t	566 千 t		
国						
	44,874 千 t	43,170 千 t	42,890 千 t	41,670 千 t		

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

出典：熊本県廃棄物処理計画

表 4-3 一人一日当たりのごみの排出量

※上段：目標 下段：実績・見込み

	平成 25 年度 (2013 年度) 〔基準年度〕	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 4 年度 (2022 年度) 〔中間年度〕	令和 9 年度 (2027 年度) 〔目標年度〕
八代市				832 g	830 g	829 g
	836 g	836 g	837 g	847 g	834 g	830 g
熊本県						
	848 g	843 g	857 g	881 g		
国						
	958 g	925 g	920 g	901 g		

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

表 4-4 最終処分量

※上段：目標 下段：実績・見込み

	平成 25 年度 (2013 年度) 〔基準年度〕	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 4 年度 (2022 年度) 〔中間年度〕	令和 9 年度 (2027 年度) 〔目標年度〕
八代市				492 t (9.5%)	487 t (9.4%)	372 t (7.2%)
	5,177 t	5,251 t	5,308 t	463 t	378 t	373 t
熊本県				49 千 t		
	57 千 t	61 千 t	64 千 t	50 千 t		
国						
	454 万 t	398 万 t	386 万 t	364 万 t		

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

出典：熊本県廃棄物処理計画

第5章 ごみ排出抑制のための方策

5-1 現状における課題

表5-1

	現状と課題	方策
排出抑制・再使用	水分を多く含む生ごみの排出が一部で見られ、収集運搬や中間処理の負荷となっています。また、未開封の食品等の廃棄があります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生ごみの水切り等の励行 ■ 生ごみ堆肥化容器等設置助成制度 ■ 食品ロス削減の推進（第6章）
	レジ袋などプラスチックごみが海に流れ出て、海の生態系に影響を与えています。また、ネットや宅配サービス等では過剰包装されています。	<ul style="list-style-type: none"> ■ マイバッグ利用の推奨 ■ 簡易包装商品の選択購入の推奨 ■ リサイクル推進協力店の利用推進
	市外からと思われるごみの搬入が見られます。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般廃棄物処理手数料改定の検討
	まだ十分使用できるものが廃棄されていることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修理による家具や家電の長期使用の推奨 ■ リサイクル店やフリーマーケット等の活用
	コロナ禍における生活様式の変化により、ごみの増加が懸念されます。	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみ減量啓発の継続実施 ■ 環境学習エリア等を利用した啓発強化
再生利用	ペットボトルや紙製容器包装類などの資源が、未だ燃えるごみに混入しています。また、小型充電式電池等が混入すると火災の原因となります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資源分別の周知徹底 ■ 施設見学や環境学習による啓発 ■ リユース食器の活用の推奨
	燃えるごみの約4割を生ごみが占めています。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生ごみ堆肥化や減量化の推奨 ■ 生ごみ堆肥化容器等設置助成制度
事業所における課題	町内集積所へ多量の事業系廃棄物が排出されることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 集積所への排出制限と適正処理の指導
	許可業者が収集する際に、燃えるごみと資源を混載することがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 許可業者への混載自粛の呼びかけ ■ 排出事業者への助言・指導
	産業廃棄物と思われる廃棄物の搬入が見られません。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監視強化と受入基準の明確化
収集体制における課題	集積所への排出時間が守られていないことがあります。また、地域等によって異なる資源の分別方法で排出されていることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみ分別ガイドブックの作成 ■ ごみ分別アプリの活用 ■ 排出ルールの周知徹底 ■ 分別講習会等の実施
	集積所へのごみの不適正排出や、資源集積所からの資源物の持ち去り行為があります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 違反者への罰則の適用 ■ ビデオカメラの設置
	外国人就労者・研修生等が増えたことで、場所、時間、分別方法が守られていないことがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国語対応のパフレット等の作成 ■ 外国人向けセミナーの実施
	平日にごみや資源を排出することが困難な世帯があります。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日曜特別開設（有料）の実施
施設の課題	清掃センターの閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ■ 清掃センターの解体と跡地の維持・利用
	本市は残余量を有する最終処分場を保有していません。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 焼却灰のセメント原料化と山元還元 ■ 新たな最終処分場整備の検討

5-2 排出抑制・再使用の推進

基本方針でも述べている3R（スリーアール）の取組みについて、その順序が重要であることを意識して積極的な啓発に努めます。

リデュース（Reduce：排出抑制）

◎ 生ごみの水切り等の励行

本市では集積所に排出される燃えるごみの約4割を生ごみが占めており、また、その生ごみの約8割は水分と云われていることから、生ごみの水切りをしっかりと行うことは、衛生的であると同時にごみの減量化に大きく寄与する取組みです。

毎日の生活の中で多くの人が普通に行う生ごみの水切りですが、これはリデュースの第一歩であり、シンボリックな取組みとして市民の皆さまへ定期的に啓発していきます。

同時に、食べ切り、食材の使い切りなどにより家庭での食品ロスを減らし、燃えるごみの大きな割合を占める生ごみの削減が図られるよう啓発していきます。

◎ 生ごみ堆肥化容器等設置助成制度

生ごみ堆肥化容器等設置助成制度について広く周知を図り、その制度を活用することによって、一般家庭での堆肥化箱や堆肥化容器、生ごみ処理機等を使用した自主的な生ごみ減量化への取組みをサポートします。

◎ プラスチックごみの削減と簡易包装商品の選択購入

プラスチックは非常に便利な素材で、生活のあらゆる分野で利用されています。一方、プラスチックのポイ捨て等によって、河川や水路などから海に流れ出ることでおこるプラスチックごみによる海洋汚染などの問題が世界的に深刻さを増しています。

このようなことから、不必要な使い捨てプラスチックの使用削減やプラスチックが資源として正しく分別されるよう「不要なものを断る」「資源物はきちんと分別する」など周知・啓発し、市民のライフスタイルの転換を促します。特に、レジ袋が有料化されたことにより、マイバックに対する市民の認知度が高まっていることから、マイバックの利用推奨を継続していきます。

同時に、燃えるごみの約2割を占める容器包装類（紙製、プラスチック製）の削減に効果的な簡易包装商品の選択購入を市民に推奨します。

◎ リサイクル推進協力店の利用推進

前述の方策に関連し、マイバッグ利用や簡易包装による商品販売に理解のある「リサイクル推進協力店」等の利用を広く周知することにより、市民のごみ減量意識を高めます。

◎ **一般廃棄物処理手数料改定の検討**

社会経済情勢やごみ排出量と周辺市町村の動向等を勘案しながら、同時に市民の意見等を十分に踏まえ、一般廃棄物処理手数料改定について検討します。

◎ **エコ8（エイト）行動*の周知**

エコエイトやつしろ（八代市環境センター）が担う環境情報を発信するという役割や機能を踏まえ、「燃えるごみを減らす」「マイバックを持参する」「資源物はきちんと分別する」など、誰でも簡単に取り組むことができる市民生活に密着した8つの取組みを“市民とともに進める8つの環境行動～広げよう！エコ8（エイト）行動～”として、広く市民に周知し、実践を促します。

◎ **ごみ減量啓発の継続実施と環境学習コーナー等の効果的活用**

新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式が変化し、在宅時間と家庭での食事機会が増えたことや、それに伴うテイクアウト需要の拡大、ネットショッピングなどの通信販売の利用増加等により、家庭ごみの増加が懸念されます。

このことから、ごみの総排出量と同時に1人1日あたりの排出量を算出し、常にごみの増減を把握するとともに、施設見学や環境学習コーナー、公式YouTube等のSNSなどを活用しながら、ごみ減量化や資源分別に関する周知・啓発を継続して行います。

リユース（ Reuse : 再使用 ）

◎ **修理による家具や電化製品の長期使用**

壊れた家具や故障した電化製品など安易に廃棄することなく、修理や部品交換することで、可能な限り長く使用することを推奨します。

◎ **リサイクル店やフリーマーケット等の活用**

家庭から排出されるごみの中には、まだ使用できる家具や電化製品、書籍等が多く含まれています。

このような家具等を他の誰かが有効に再使用することで、ごみとしての排出を抑制できるよう、リサイクル店や古本屋、フリーマーケット等の活用を推奨します。

◎ **リユース食器の活用の推奨**

イベント時のごみを減らすため、市民団体等と協力しながらリユース食器の活用を推奨します。

5-3 再生利用の推進

3 R（スリーアール）のうち「リサイクル」についても、資源の日の分別収集を中心に、2 R（ツーアール）に続くごみ減量化の手段として継続して取り組みます。

リサイクル（Recycle：再生利用）

◎ 資源分別の周知徹底

各町内の協力を得ながら行っている「資源の日」では、収集体制の違いから南部エリアの「①八代地域」と「②坂本町」、また中間処理施設の違いから「③北部エリア（千丁町、鏡町、東陽町、泉町）」と、3パターンの分別品目と排出基準が存在していたため、市民にとっても判りにくいものとなっていました。

「エコエイトやつしろ（八代市環境センター）」での受入開始後は、分別品目と排出基準の統一を図っており、今後も広報誌やリーフレット、ホームページ、アプリ等を活用して市民の皆さまへの周知徹底と情報提供を継続して行います。

◎ 施設見学や環境学習等による啓発活動

「エコエイトやつしろ（八代市環境センター）」での施設見学により、八代市のごみ処理状況を実際に多くの市民の皆さまにご覧いただくことで、ごみの減量化と適正処理に対する意識の定着を図ります。

同時に、環境学習コーナー等でのごみに関する学習機会を企画し、幅広い年齢層に対応できるよう複数の学習コンテンツを準備したうえで、実践しながら参加者の意見等を参考にブラッシュアップに努めます。

また、市内環境団体と連携して、保育園、幼稚園、小中学校等が実施する環境学習講座等に講師を派遣し、幼少期からの環境学習を通じて環境保全意識の高揚と自主的な環境保全活動の促進を図ります。

さらに、庁内関係各課・学校と連携して、小・中学校向けの環境教育副読本を作成し提供することにより、継続的な環境学習の充実を図ります。

◎ 環境イベントの実施

エコエイトやつしろ環境フェスタ等を継続的に実施することで、施設の認知度向上と環境問題に対する意識啓発に努めます。

◎ 生ごみ堆肥化の推奨

「段ボール箱を使った生ごみ堆肥化」のような体験型学習会を開催することで、生ごみ堆肥化への意識定着を図り、同時に堆肥化箱や堆肥化容器等、他の減量化手法や生ごみ堆肥化容器等設置助成制度に関する情報も併せて発信し、生ごみの堆肥化に継続して取組まれるよう啓発に努めます。

◎ **機密文書の再資源化（市庁舎の継続的取組み）**

市の事務事業に伴って発生する機密文書類について、紙原料として市内の製紙工場へ搬入することにより、可能な限りリサイクルに努めます。

◎ **小型充電式電池等の適正な分別・処分方法の周知徹底**

充電式の小型家電等に用いられる小型充電式電池やスプレー缶等が燃えるごみに混入すると、ごみ収集車やエコエイトやつしろでの発火、火災に繋がり危険であることから、適正な分別・処分方法の周知徹底を図ります。

◎ **プラスチックの再資源化**

令和4年（2022年）4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、更なるプラスチックの再資源化に努めます。

5-4 事業者による減量化・資源化

◎ **集積所への排出制限〔条例施行規則第14条関係〕**

事業活動に伴って生じる一般廃棄物（事業系一般廃棄物）の量が1週間あたり70キログラムを超える事業所に対しては、集積所への排出を制限するとともに、自らの責任において適正に処理するよう指示します。

◎ **許可業者への混載自粛の呼びかけ**

事業系一般廃棄物の委託を受けた収集運搬業許可業者によっては、燃えるごみと資源物を混載している場合が見られ、そのことによる汚れや臭いの資源物への付着は、有効な再資源化の妨げになってしまいます。

このことから、許可業者に対して、資源物と生ごみ等の焼却対象物を混載しないよう自粛を呼びかけます。

◎ **排出事業所への助言・指導**

多量排出事業所のうち一定量を超えて排出する事業所に対し、毎年「一般廃棄物減量計画書」の提出を求め、その内容を精査するとともに、必要に応じて減量化に向けた取組みや排出方法等について助言・指導を行います。

多量排出事業所以外の事業所に対しても、減量化への取組みや適正排出等への協力をお願いするとともに、必要に応じて助言・指導を行います。

◎ **監視強化と受入基準の明確化**

故意又は悪質な産業廃棄物の搬入に対して監視を強化するとともに、事業系一般廃棄物に対する受入基準の明確化を図り、許可業者等へ周知を図ります。

◎ 再生利用の推進

事業所等から発生した食品廃棄物について、庁内関係各課と連携を図り、堆肥化による肥料等としての再生利用について検討します。

5-5 収集体制**◎ ごみ分別ガイドブックの作成**

ごみの排出ルールや資源の分別に関すること、問合せが多いごみ処理に関する内容をまとめたガイドブックを作成し、全世帯へ配布することで市民の皆さまへの周知を図り、資源を有効に再生利用できるよう排出ルールの徹底と分別精度の向上を目指します。

◎ ごみ分別アプリの活用

ごみ・資源の分別アプリ「さんあ〜る」を広く市民へ周知するとともに、その活用を市民に推奨することで、ごみに関する情報取得のための利便性向上を図ります。

◎ 排出ルールの周知徹底

転入などでごみの排出ルールが判らない方のために、前述の「ごみ分別ガイドブック」や「ごみ・資源分別アプリ」の他、広報誌やホームページ等を活用し、継続的に市民の皆さまへの周知を図ります。

◎ 分別講習会等の実施

要望に基づき、校区又は町内毎の分別講習会を開催します。

また、特に分別精度が常習的に悪いと判断される集積所に対しては、町内に対して分別講習会等の開催を提案し、分別精度の向上に努めます。

◎ 外国人への分別方法等の周知とセミナーの実施

市が発行する外国人向けの「生活ガイドブック」や「家庭ごみの出し方ガイドブック」「資源の分別表」のほか、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の外国語サービス等を活用し、外国人の皆さまへごみの出し方や分別方法等について周知を図ります。

また、やつしろ国際協会と連携し、ごみの出し方や分別方法等に関するセミナーを実施します。

◎ 日曜特別開設（有料）の実施

様々な事情で、平日や土曜日に粗大ごみを適正に処理することが困難な世帯に対して、資源物のほか、これら粗大ごみもエコエイトやつしろで受入れ可能とする「日曜特別開設（有料）」を継続して実施します。

◎ ごみの不適正排出や資源物の持ち去りへの対策

集積所へごみの不適正排出や集積所から資源物を持ち去る行為が後を絶たない状況であることから、ごみ袋の内容物調査や集積所へのビデオカメラの設置、改善が見られない違反者への罰則の適用を行い、ごみの不適正排出や資源物の持ち去り行為を防止する対策を強化していきます。

5-6 中間処理・最終処分**◎ 清掃センターの解体と跡地の維持・利用**

閉鎖後の清掃センター施設を解体し、跡地の維持・利用について検討を行います。

◎ 焼却灰等の再資源化

エコエイトやつしろ（八代市環境センター）では、排出される焼却灰等の最終処分量ゼロを目指し、セメント原料化や山元還元による再資源化を行います。

◎ 最終処分場整備の検討

エコエイトやつしろ（八代市環境センター）では、焼却灰等のセメント資源化や山元還元による再資源化を行っていますが、ガラス陶磁器類の最終処分場については、民間委託しなければならない状況にあるため、今後も最終処分場の整備について検討を継続していきます。

第6章 食品ロス削減のための方策

6-1 背景と位置づけ

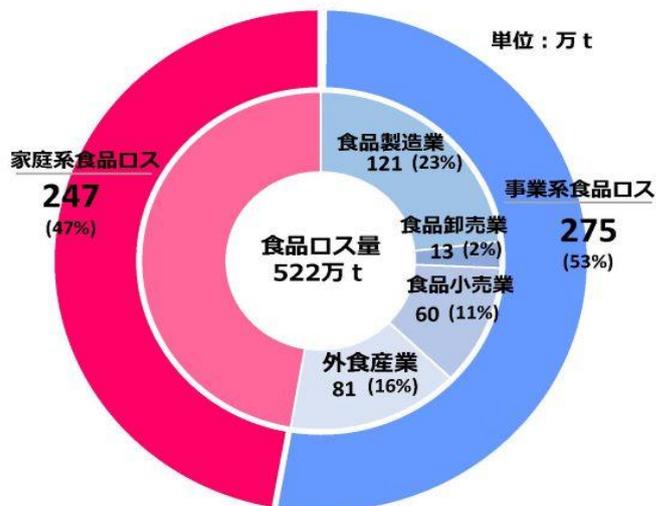
食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことをいいます。日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄されており、大量の食品ロスが発生しています。

令和2年度における食品ロスの発生量は、年間約522万トン、国民1人当たり1日約113gと推計されています。このうち、事業系食品ロス量は275万トン、家庭系食品ロス量は247万トンで、約半分は一般家庭からのものとなっており、家庭での「食べ残し」、手つかずの食品の「直接廃棄」、皮の剥きすぎなどの「過剰除去」が発生要因となっています。

そのような中、国において、令和元年（2019年）10月に食品ロスの削減を総合的に推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、市町村は地域の特性に応じた計画の策定に努めることとされています。

熊本県では、令和4年（2022年）3月に「熊本県食品ロス削減推進計画」を策定し、特に、消費者が食品ロスの意義を理解し、日常生活ですぐ取り組み、行動変容につながる4つの行動、「てまえどり」行動の推進、「食べきり運動」の推進、「フードドライブ」活動の推進、「食ロスチェック」の実施を、食品ロス削減アクション『四つ葉のクローバー運動』として重点的に推進することとしています。

本市においても、国・県の動向を踏まえ、今後も食品ロスの削減に向けた取り組みを計画的に推進していくために、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として、本章を位置づけます。

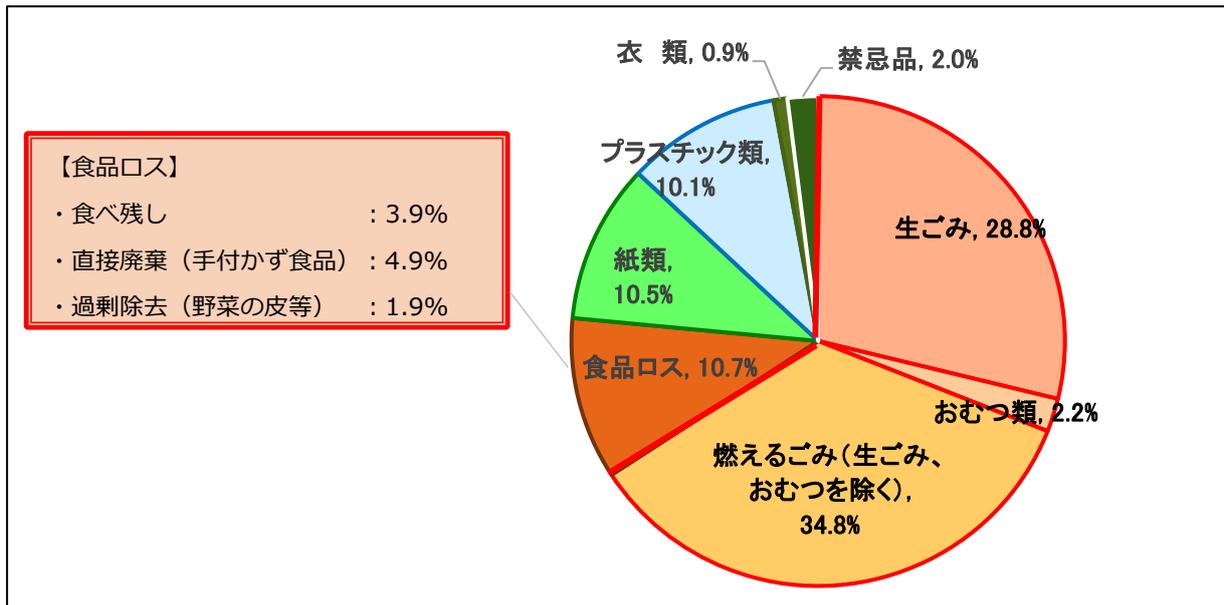


資料：総務省人口推計(2020年10月1日)
令和元年度食料需給表（確定値）

出典：農林水産省 HP

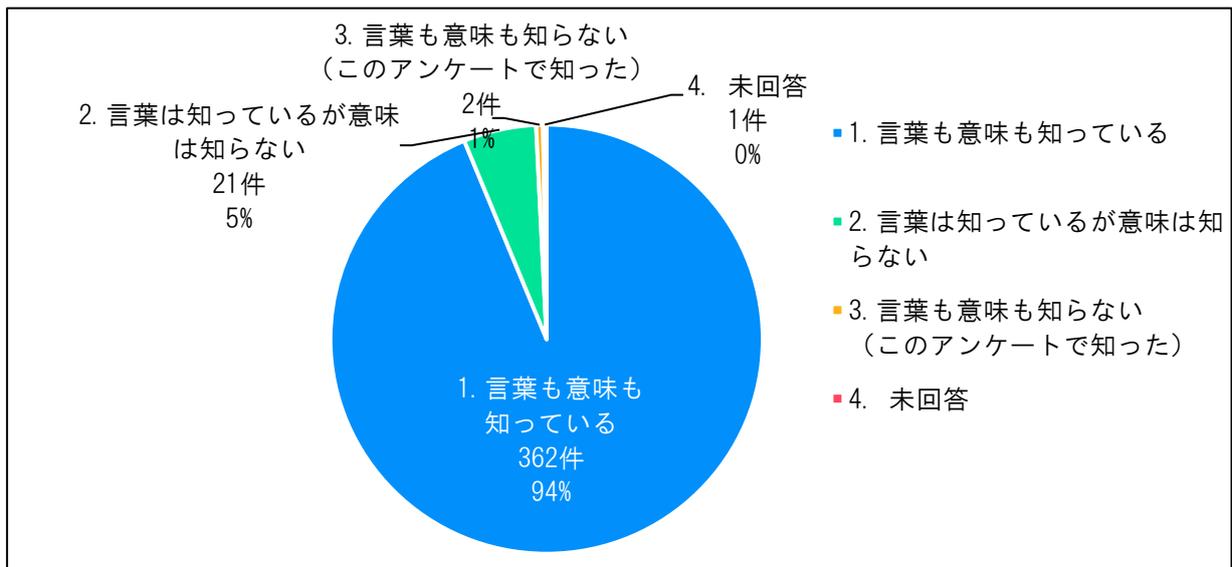
6-2 現状と課題

図6-1 八代市の家庭から排出される燃えるごみの組成状況（令和4年度）（再掲）



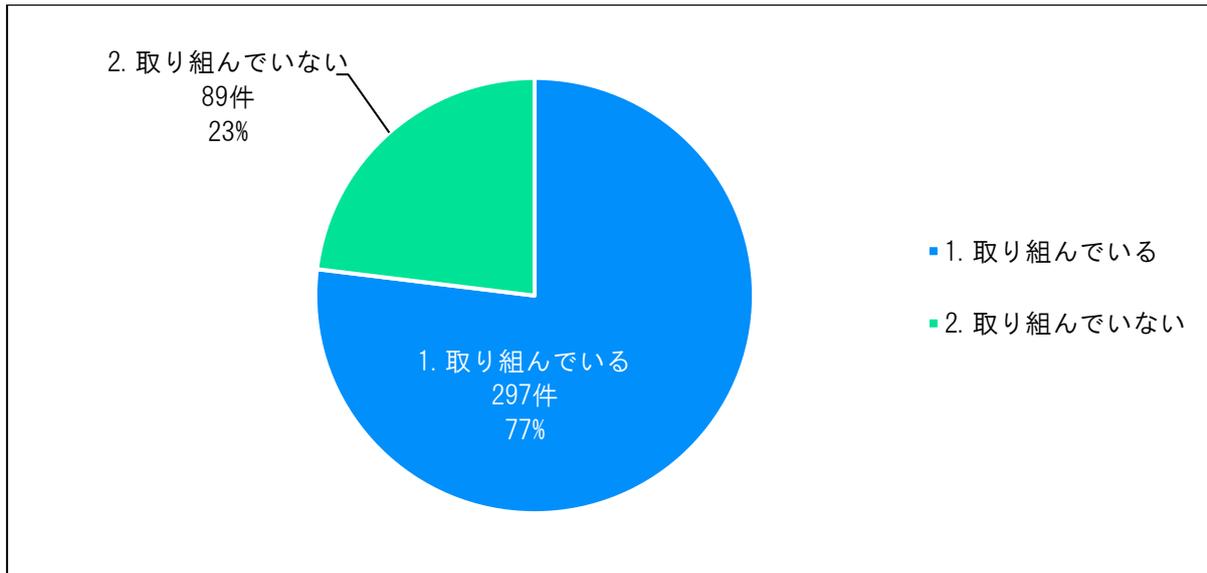
令和4年度に実施した「有料指定袋内容物組成調査」において食品ロスの割合を調査した結果、重量ベースで「食べ残し」が3.9%、「直接廃棄」が4.9%、「過剰除去」が1.9%となっており、合計で10.7%の食品ロスが含まれていました。このことから、食品ロスの削減に取り組む必要があります。

図6-2 食品ロスの認知度（令和4年度）



令和4年度に実施した「食品ロスに関するアンケート調査」では、94%の方が「食品ロスという言葉とその意味を知っている」と回答しました。

図6-3 食品ロス削減の取組み（令和4年度）



令和4年度に実施した「食品ロスに関するアンケート調査」では、77%の方が「食品ロス削減に取り組んでいる」と回答しました。一方で、23%の方が「食品ロス削減に取り組んでいない」と回答したことから、食品ロス削減に関する取組みについての周知・啓発を強化していく必要があります。

図6-4 食品ロス削減に取り組んでいる方の取組内容（令和4年度）

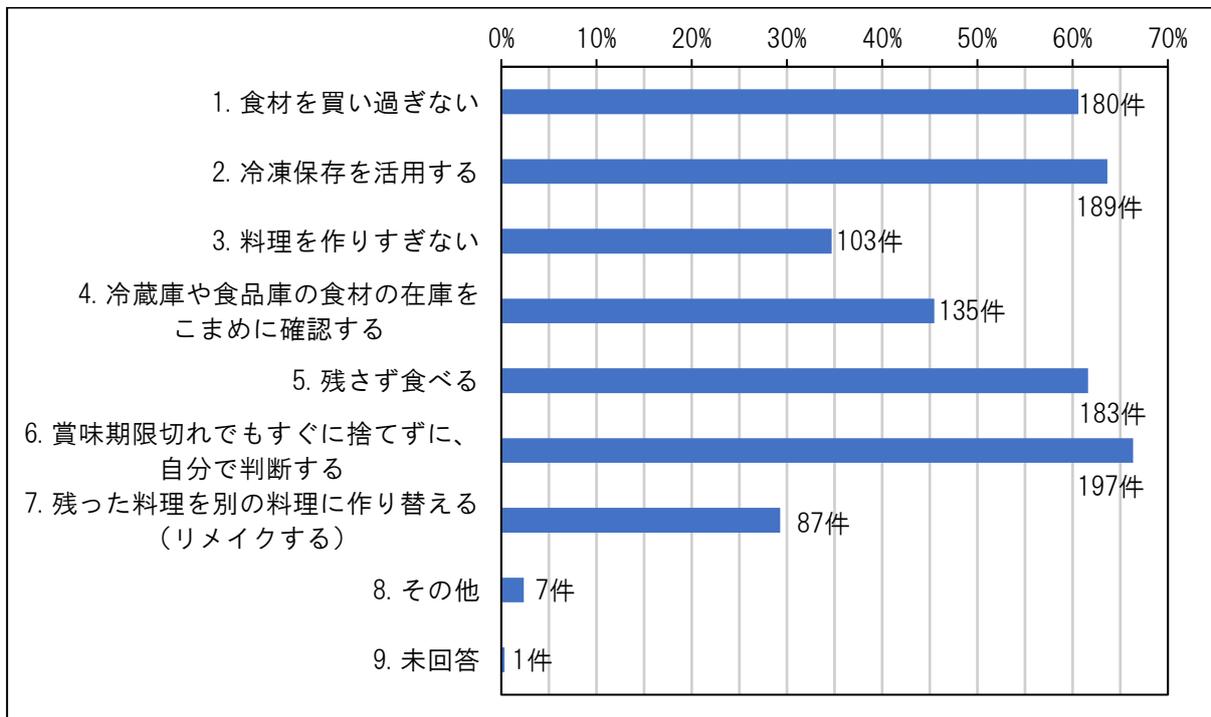


図6-3で「食品ロス削減に取り組んでいる」と回答された方に、どのような取組みを行っているか伺ったところ（複数回答可）、「賞味期限切れでもすぐに捨てずに、自分で判断する」「冷凍保存を活用する」「残さず食べる」「食材を買い過ぎない」というような取組みが多くありました。

6-3 削減目標

国は、家庭系食品ロス、事業系食品ロスともに、「令和12年度までに平成12年度比で食品ロス量を半減させる」ことを目標としています。また、熊本県では、国の削減率を踏まえ、食品ロス発生量を4年間で6%（1.5%×4年）削減することを目標としています。

そこで、本市の食品ロス発生量は、熊本県と同等の削減率（本市の食品ロス発生量を令和4年度比で7.5%削減（1.5%×5年））を目指すこととし、計画目標年度（令和9年度）までに家庭系食品ロス発生量を2,032 t以下とすることを目標とします。

また、本市が令和4年度に実施した食品ロスに関するアンケート調査結果では、家庭で食品ロスの削減に取り組んでいる人の割合が77%となっております。そこで、この割合を90%以上にすることを目標とします。

成果指標	現状（令和4年度）	目標値（令和9年度）
家庭系食品ロス発生量	2,197 t	2,032 t 以下
食品ロス削減に取り組んでいる人の割合	77%	90%以上

※家庭系食品ロス発生量＝燃えるごみ委託収集量×組成調査における食品ロス割合

6-4 推進施策

◎ 施設見学や環境学習等による啓発活動

「エコエイトやつしろ（八代市環境センター）」での施設見学や出前講座、環境学習等の場を活用し、食品ロスの問題や削減の取組みについて、市民の皆さまの理解と関心が深まるよう周知・啓発していきます。

特に、施設見学は小学校の授業の一環としての利用が多いことから、子どもたちに食品ロス削減の重要性について考える機会を設けます。

また、庁内関係各課・学校と連携して、小・中学校向けの環境教育副読本を作成し提供することにより、継続的な環境学習の充実を図ります。

◎ 食品ロス削減月間（10月）を中心とした周知

食品ロス削減月間（10月）を中心に、食品ロス削減の取組み等について周知を図り、“もったいないMOTTAINAI”意識の醸成に向けた啓発活動を行います。

◎ 「てまえどり」行動の推進

賞味期限と消費期限の違いなど、食品の期限表示についての市民の理解を深めるとともに、商品棚の手前にある賞味期限や消費期限の近い商品を、食べるタイミングを考えて、すすんで購入する「てまえどり」を推進します。

◎ 食べきりタイムと食品の消費期限確認の習慣化

食べ残しや消費期限切れによる食品ロスの発生を抑制するため、家庭や外出先の飲食店等で行う“食べきりタイム”と、保管食料の消費期限を把握する“冷蔵庫チェック”が個々の家庭で習慣化するよう継続して推奨していきます。

また、小盛メニュー導入など食品ロスの削減に取り組む飲食店等の「九州食べきり協力店」を周知するとともに、市内で食品ロス削減に積極的に取り組む飲食店等についても周知していきます。

◎ フードドライブの実施

エコエイトやつしろ環境フェスタ等において、家庭で余っている食品などを持ち寄ってもらい、福祉団体等に寄付するフードドライブの実施を継続するとともに、熊本県が実施する県内事業者向けフードドライブに協力し、未利用食品等の有効活用を推進します。

なお、更新時期が近い災害時用備蓄食料の提供についても、その有効活用の観点から広く呼びかけを行います。

◎ 実態調査等の実施

食品ロスの排出実態を把握し発生要因等を分析するため、家庭ごみの組成調査において食べ残し、直接廃棄、過剰除去の調査を継続して実施します。

また、食品ロスに関する市民の認知度や取組状況等を把握するため、アンケート調査を継続して実施します。

◎ 再生利用の推進

食品ロス削減に取り組んだうえで、家庭からやむを得ず発生した生ごみについては、生ごみ処理機等による堆肥化を継続して推進します。

また、事業所等から発生した食品廃棄物について、庁内関係各課と連携を図り、堆肥化による肥料等としての再生利用について検討します。

◎ もったいない食品利活用推進事業の取組み

庁内関係各課と連携を図り、本市で生産された出荷されていない農林水産物や消費期限・賞味期限間近な食品等を、市内の飲食店や企業で有効活用することを目指し、農林水産事業者等と飲食店や子ども食堂等をマッチングする仕組みづくりを検討します。

第7章 ごみの区分と排出方法

7-1 ごみの区分と排出方法

区分		排出方法	収集主体		
生活系ごみ	燃えるごみ	八代市指定ごみ袋（大 45ℓ、中 30ℓ、小 15ℓ）を使用し、町内や地区で決められた燃えるごみの集積所に排出する。また、長さ 30cm を超える燃えるごみは、原則、エコエイトやつしろに直接持込む。	八代市		
	在宅医療廃棄物 （注射針等、鋭利なものを除く）				
	びん類	1) 缶類 （アルミ・スチール）	缶詰や飲料缶、飲料びんは中を空にして、軽くすすいで町内の「資源の日」に排出する。 スプレー缶などは、必ず中身を使い切り、穴を開けて町内の「資源の日」に排出する。		
		2) 透明びん			
		3) 茶色びん			
		4) その他の色びん			
		5) 生きびん			
	6) ガラス・陶磁器類	町内の「資源の日」に排出する。			
	7) なべ・金物	なべなどは、軽く洗って町内の「資源の日」に排出する。			
	8) 小型電気製品類	電気コードは根元から切断し、町内の「資源の日」に排出する。切断した電気コードは「小型電気製品類」に排出する。			
	9) 中型ごみ	脱着可能な小型充電式電池は取り外して、家電販売店等の回収ボックスへ排出する。			
	10) 有害危険物	町内の「資源の日」に排出する。ただし、集積所によっては「蛍光管」と「乾電池」を更に分別する場合もある。			
	11) 金属製のフタ	軽く洗って町内の「資源の日」に排出する。			
	12) 衣類と布類	濡れたり、汚れたりしないよう透明の袋などに入れて、町内の「資源の日」に排出する。			
	紙類	13) 紙製容器包装	紐で括るか、紙リサイクルマークの付いた袋に入れて、町内の「資源の日」に排出する。		
		14) 紙パック			町内の「資源の日」に排出する。
		15) 段ボール			紐で括って、町内の「資源の日」に排出する。
		16) 新聞・チラシ			
		17) 雑誌・雑紙			
	プラスチック類	18) ペットボトル	中を空にし、軽くすすいで町内の「資源の日」に排出する。 ※ペットボトルはふたとラベルを取外し、ふたは「ペットボトルのふた」に、ラベルは「プラスチック製容器包装」に分別して排出する。 ※納豆容器は「プラスチック製容器包装」に分別して排出する。		
		19) ペットボトルのふた			
		20) 白色トレイ			
21) プラスチック製容器包装					
22) プラスチック製品	泥や汚れを落とし、町内の「資源の日」に排出する。ただし、集積所では「発泡スチロール」を更に分別して排出する。				

区 分	排出方法	収集主体
粗大ごみ（大型ごみ）	エコエイトやつしろに直接持込む。	排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者
廃食用油	天かす等の不純物を取り除き、しっかり蓋が閉まる容器に入れてエコエイトやつしろに直接持込む。	排出者自ら
在宅医療廃棄物 （鋭利なもの）	ペットボトルやフタ付きの空き缶など、耐貫通性のある容器に入れて、処方された医療機関又は販売店に返却する。	排出者自ら
水銀含有製品 （蛍光管を除く）	水銀が飛散しないよう注意し、エコエイトやつしろに直接持込む。	排出者自ら
小型充電式電池 （ニカド電池、ニッケル水素電池、 リチウムイオン電池）	J B R C リサイクル協力店（家電販売店）の回収ボックスへ直接持込む。 ただし、脱着式でない家電の小型充電式電池は、取り外すことなく資源の日に排出する。	排出者自ら
電動アシスト自転車用 バッテリー	J B R C リサイクル協力店（自転車販売店）にて取り外し、引取りを依頼する。	排出者自ら
ボタン電池	絶縁性のテープ等を上下の電極に貼り付け、販売店（一般社団法人電池工業会加盟店）が指示する方法（ボタン電池回収缶への投入等）により引取りを依頼する。	排出者自ら
家電リサイクル法 4 品目	家電販売店へ依頼して引き取られる以外の家電リサイクル法 4 品目については、家電リサイクル券を添えて、指定引取場所（久留米運送㈱八代店 八代市敷川内町 2666-1）又は、エコエイトやつしろに直接持込む。	排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬許可業者
樹木剪定くず	「八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第 10 条関係「別表 2」の 4 の項に定める「受入基準」に適合するものについては、樹木剪定くずリサイクル施設（八代ソイル 八代市南平和町 355）に直接持込む。 また、前述の「受入基準」に関係なく樹木剪定くずについては、本市一般廃棄物処理業許可業者を通じて処理することもできる。	排出者自ら
市で処理できないごみ （適正処理困難物）	コンクリートブロック、スレート、瓦、タイル、レンガ、家屋廃材、塩ビ（PVC）製品、繊維強化プラスチック（FRP）製品、農業用ビニール、バイク・自動車部品（バッテリー、タイヤ等）、消火器、LP ガスボンベ、農薬や薬品、塗料等の液体等、市で処理できないごみは、排出者自らが本市一般廃棄物処理業許可業者並びに専門業者を通じて適正に処理する。	排出者自ら
事業系ごみ （産業廃棄物を除く）	一般廃棄物と産業廃棄物を適正に区分し、かつ、廃棄物の再生利用等を行うことでその減量に努めるとともに、排出事業者自らの責任において適正に処理する。	排出者自ら

【排出方法に係る共通事項及び特記事項】

1. 生活系ごみのうち「燃えるごみ」及び「資源物」は、上記区分及び排出方法に従って分別し、決められた排出日時に所定の集積所に排出するか、所定の処理施設に直接持込む。なお、集積所へ排出可能な生活系ごみについては、エコエイトやつしろに直接持込むことができる。
2. 前述の「1.」を除く粗大ごみ等の生活系ごみや、片付けや引越し等で一度に多量の生活系ごみを排出する際は、排出者自らが所定の処理施設に直接搬入するか、本市一般廃棄物処理業許可業者に委託して適正に処理する。
3. 市民及び市内事業者等が自らエコエイトやつしろに廃棄物を搬入する際は、市内から排出された一般廃棄物であることを確認するため、市は運転免許証等の提示を求める。
4. 在宅医療廃棄物のうち燃えるごみとして出せない「鋭利なもの」とは、「注射針」、「採血用穿刺針」、「翼状針」をいう。ただし、自動で針が収納されるものはこれに含まない。
5. 樹木剪定くずのうち「受入基準」とは、枝の直径が 10cm 以内、長さが 1.5m 以内の八代市内で発生した庭木等の剪定くずをいう。
6. 事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物については、事業者自らが所定の処理施設に直接搬入するか、本市一般廃棄物処理業許可業者に委託して処理することが原則であるが、市が行う収集及び処理に支障が生じない事業系一般廃棄物で、集積所を利用することについて集積所を管理する町内会等から認められており、かつ、その排出量が平均的に 1 週間あたり 70kg に満たない場合は、当該集積所に排出することもできる。
7. 小型充電式電池の引取りを行う「JBRC リサイクル協力店（家電販売店）」とは、一般社団法人 JBRC のホームページに掲載された「協力店」をいう。
8. 電動アシスト自転車バッテリーの取り外し及び引取りを行う「JBRC リサイクル協力店（自転車販売店）」とは、一般社団法人 JBRC のホームページに掲載された「協力店（自転車販売店）」をいう。
9. ボタン電池を引取る「販売店」とは、一般社団法人電池工業会のホームページに掲載された「ボタン電池回収協力店」をいう。
10. 「家電リサイクル法 4 品目」とは、①エアコン（室外機含む）、②テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機をいう。

第8章 一般廃棄物の処理方法

8-1 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る業務のうち、収集・運搬及び中間処理を委託業者と許可業者、最終処分を委託業者が行う。

区 分		収集・運搬	中間処理	最終処分
燃えるごみ	実施主体	八代市	八代市	八代市
	方 法	委託・許可	委託・許可	委託
資源物	実施主体	八代市	八代市	八代市
	方 法	委託・許可	委託・許可	委託

8-2 一般廃棄物の収集方法

燃えるごみ

収 集 エ リ ア	収集体制	収集方式	収集回数	収集容器等
本庁管内	委 託	ステーション方式	2回/週	有料指定袋
坂本町	委 託	ステーション方式	2回/週	有料指定袋
千丁町	委 託	ステーション方式	2回/週	有料指定袋
鏡 町	委 託	路線収集 及び ステーション方式	2回/週	有料指定袋
東陽町	委 託	ステーション方式	2回/週	有料指定袋
泉 町	委 託	ステーション方式	1回/週	有料指定袋

※収集対象：決められた収集日（燃えるごみの日）の決められた時間に、市が指定する燃えるごみの集積所等へ適正に排出された燃えるごみ

資源物

収集エリア	収集体制	収集方式	収集回数	収集容器等
本庁管内 その1	委託	ステーション方式	2回/月	コンテナ・網かご等の指定容器に直接排出
本庁管内 その2				
坂本町	委託	ステーション方式	1回/月	コンテナ・網かご等の指定容器に直接排出
千丁町	委託	ステーション方式	2回/月	コンテナ・網かご等の指定容器に直接排出
鏡町	委託	ステーション方式	2回/月	コンテナ・網かご等の指定容器に直接排出
東陽町	委託	ステーション方式	1回/月	コンテナ・網かご等の指定容器に直接排出
泉町	委託	ステーション方式	1回/月	コンテナ・網かご等の指定容器に直接排出

※収集対象：決められた収集日（資源の日）の決められた時間に、市が指定する資源物の集積所へ適正に排出された資源物

8-3 中間処理方法

焼却処理施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物
エコエイトやつしろ 〔八代市環境センター〕	八代市港町 299	連続運転式焼却炉	134 t /24h (67t/24h×2 炉)	可燃ごみ

粗大ごみ破碎施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物
エコエイトやつしろ 〔八代市環境センター〕	八代市港町 299	切断式	7.5 t /5h	可燃性粗大ごみ
		堅型高速回転式	3.3 t /5h	不燃性粗大ごみ等

その他資源化を行う施設

施設名	所在地	型 式	処理能力	処理対象物
エコイトやつしろ 〔八代市環境センター〕 (缶類用金属圧縮機)	八代市港町 299	圧 縮	1.10t/5h	缶 類
(プラスチック製容器 圧縮梱包機)		圧縮梱包	1.10t/5h	プラスチック製 容器包装
(ペットボトル圧縮梱 包機)		圧縮梱包	1.05t/5h	ペットボトル
樹木剪定くずリサイク ル施設 (自走式チップーシュ レッダー)	八代市南平 和町 355	CS-150DR-S	2 m ³ /h	樹木剪定くず
		CS-150DR-S	2 m ³ /h	
		GS401D	10 m ³ /h	

8-4 最終処分

焼却灰

施設名	所在地	灰種	処分方法	処理能力	処理物の用途
UBE 三菱セメント株式会社 荻田セメント工場	福岡県京都郡 荻田町長浜町 7	主灰	セメント 資源化	1 万 t/年	セメント
太平洋セメント株式会社 大分工場	大分県津久見 市合ノ元町 2-1	主灰 飛灰	セメント 資源化	4 万 t/年	セメント
UBE 三菱セメント株式会社 九州工場 黒崎地区	福岡県北九州 市八幡西区洞 南町 1-1	主灰	セメント 資源化	3 万 t/年	セメント
三池製錬株式会社 熔錬工場	福岡県大牟田 市新開町 2-1	飛灰	セメント 資源化 山元還元	5 万 t/年	セメント 酸化亜鉛地金
北九州アッシュリサイクル システムズ株式会社	福岡県北九州 市戸畑区牧山 5 丁目 1 番 1 号	飛灰	セメント 資源化	3 万 t/年	セメント

ガラス陶磁器類

施設名	所在地	処分方法	埋立面積 (m ²)	全体容量 (m ³)
有限会社オー・エス 収集センター処分場	熊本市北区明 徳町字上市迫 1 番外	埋立処分 (管理型)	47,883	687,000

第9章 一般廃棄物処理施設の種類

9-1 中間処理関連施設の概要

焼却処理施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物
エコイトやつしろ 〔八代市環境センター〕	八代市港町 299	連続運転式焼却炉	134 t /24h (67t/24h×2 炉)	可燃ごみ

粗大ごみ破碎施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物
エコイトやつしろ 〔八代市環境センター〕	八代市港町 299	切断式	7.5 t /5h	可燃性粗大ごみ
		堅型高速回転式	3.3 t /5h	不燃性粗大ごみ等

その他資源化を行う施設

施設名	所在地	型式	処理能力	処理対象物
エコイトやつしろ 〔八代市環境センター〕 (缶類用金属圧縮機)	八代市港町 299	圧縮	1.10t/5h	缶類
(プラスチック製容器圧縮梱包機)		圧縮梱包	1.10t/5h	プラスチック製容器包装
(ペットボトル圧縮梱包機)		圧縮梱包	1.05t/5h	ペットボトル
樹木剪定くずリサイクル施設 (自走式チップシャーシレッダー)	八代市南平 和町 355	CS-150DR-S	2 m ³ /h	樹木剪定くず
		CS-150DR-S	2 m ³ /h	
		GS401D	10 m ³ /h	

第10章 八代市の教訓

10-1 敷川内環境保全用地

平成4年（1992年）5月、八代市敷川内町及び昭和同仁町において業者による廃棄物の不法投棄事件が発覚しました。両投棄現場には今でも多くの廃棄物が埋められたままであり、特に敷川内町の投棄現場は安全が確認されるまで、敷川内環境保全用地として地下水や浸出水に異常が無いかが市が適正に管理しています。投棄場所の管理には多くの労力と費用がかかっている上、地元の方々の不安は、環境保全対策工事の実施でやわらぎはしたものの、消えることはありません。



写真6-1 不法投棄現場の看板



写真6-2 不法投棄現場

八代市では、不法投棄監視指導員として県警OBの非常勤職員による不法投棄監視パトロールのほか、県八代保健所や熊本県警と連携を取りながら廃棄物不適正処理に対して監視・指導を行っています。

また、環境省が実施している「プラスチック・スマート」キャンペーン*の趣旨に賛同し、市民の皆さまや町内会、民間団体等の幅広い協力を得て、市民総監視体制を構築することで、不法投棄の早期発見と未然防止を図ります。



これからも、市民一人ひとりから愛される環境にやさしい八代市を目指してまいりますので、廃棄物の適正処理推進にご理解とご協力をお願いします。

10-2 ごみ非常事態宣言

八代市清掃センターの焼却炉の処理能力が、老朽化によって著しく低下したことに起因し、燃えるごみの全量を中間処理（焼却）することが困難となり、市外の施設へ処理委託する事態となったことから、平成22年（2010年）7月1日に「ごみ非常事態」を宣言し、以下の目的のため市民の皆さまに対し、燃えるごみ減量化への協力を呼びかけました。

【ごみ非常事態宣言の目的】

1. 燃えるごみの全体量を減らすことにより、市外へ委託する燃えるごみの量を減らす。
2. 新しい焼却施設が完成するまで、現在の焼却施設（清掃センター）の延命化を図る。

啓発チラシの一部

八代市からのお知らせです。

「ごみ非常事態宣言」 継続中!!

1人1日当たり50グラム(卵1個分)の燃えるごみの減量化の目標達成まで頑張りましょう!

- 生ごみを出す前に水分を「もうひと絞り」
- 紙類、プラスチックの容器包装類は「資源の日」に出す
- 料理の作り過ぎや食べ残しをなくしましょう。
- 生ごみの堆肥化に取り組みましょう。

●お得な「**プラ**」「**紙**」の分別に取り組みましょう。

各家庭から出されたごみの中には、平均で約2割の資源物が入っています。ごみをきちんと分別することで、**4人家族で年間約140kg**のごみを減らすことができます。ごみ袋代だけでも大袋約20袋分(1000円相当)を節約することができます。

大袋 ×20袋 = 1年間で約1,000円の節約!

写真6-3 啓発チラシ①

八代市からお願いです。

⚠️ 1人1日当たり50グラムの燃えるごみの減量化の目標が達成されていません

「ごみ非常事態宣言」 継続中!!

お願い

1人1日当たり燃えるごみを**50グラム(卵1個分)**の減量をお願いします。

燃えるごみの外部委託の状況	平成22年度の処理委託状況		平成23年度の処理委託状況	
	処理委託量	かかった経費	処理委託量	かかった経費
	2,695トン	1億2千8百万円	3,863トン	1億7千4百万円

◎具体的には、以下の取り組みをお願いします。

- ① 生ごみを出す前に水分を「もうひと絞り」してください。
- ② 紙類、プラスチックの容器包装類は「資源の日」に出してください。
- ③ 料理の作り過ぎ、食べ残しをなくしましょう。
- ④ 生ごみの堆肥化に取り組みましょう。

このような取り組みを市民の皆様が心がけて頂くことで、委託経費を削減することが可能となります。市民の皆様には、これまでも資源物の分別など、大変ご協力を頂いておりますが、これまで以上のご減量にご協力いただきますようお願いいたします。

写真6-4 啓発チラシ②

八代市一般廃棄物処理基本計画

— 資 料 —

資料 I 組織体系

八代市における廃棄物行政は図 I - 1 のとおり、循環社会推進課、環境施設課及び各支所地域振興課で行っています。

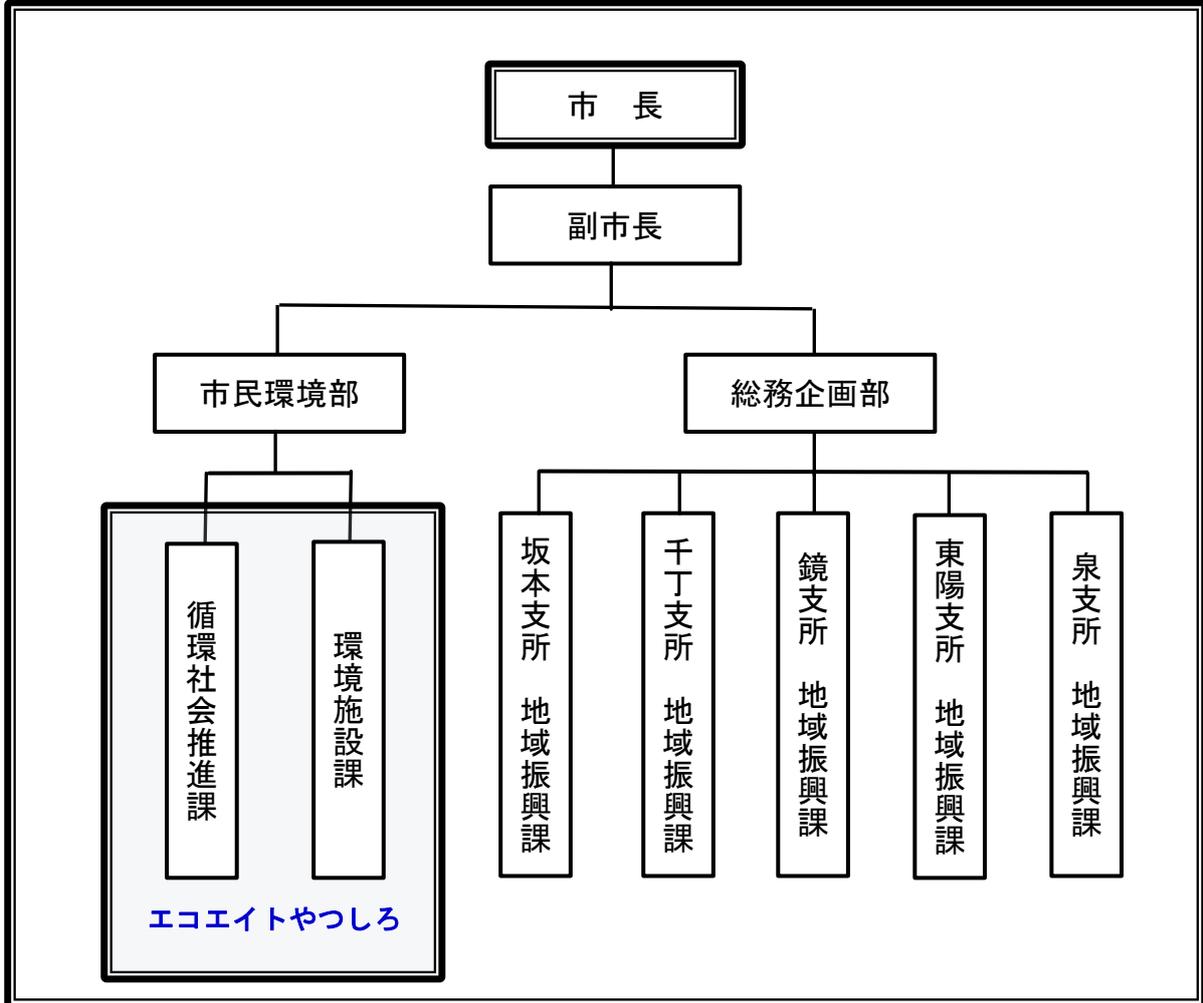


図 I - 1 八代市の組織

エコイトやつしろ〔八代市環境センター〕

循環社会推進課

- 廃棄物に係る企画・調査及び啓発
- 一般廃棄物処理並びに災害廃棄物処理に関する計画策定
- 一般廃棄物処理業の許可並びに監督指導
- 家庭系ごみの収集に関する事務
- 中間処理並びに最終処分に関する事務
- 環境センターの管理運営に関する事務 ほか

環境施設課

- 環境施設の維持・整備に関する事務
- 環境施設の解体及び撤去に関する事務 ほか

各支所地域振興課

- 支所管内における廃棄物に関する事務

資料Ⅱ 施設概要

【八代市が管理運営する施設】

1 八代市清掃センター（※平成30年（2018年）6月30日にて閉鎖。令和6年度（2024年度）に解体終了予定）

所 在：八代市中北町 3743

敷地面積：14,730.44 m²



写真 Ⅱ－1 八代市清掃センター

1. ごみ焼却処理施設

竣 工：昭和50年（1975年）6月30日

処 理 方 式：全連続燃焼式機械炉（ストーカ方式）

処 理 能 力：150 t/24 h（75 t/24 h×2基）

建 築 概 要：本館（工場棟/延1,962.42 m²）管理事務所、計量室

公害防止対策：ダイオキシン類対策施設（排ガス、飛灰）、ばいじん除去装置・汚水処理装置

2. 粗大ごみ焼却炉

設 置 年 月 日：平成6年（1994年）1月31日

処 理 能 力：33～79 kg/h

火 床 面 積：4.8 m²

公害防止対策：ダイオキシン類対策施設（排ガス、飛灰）、ばいじん除去装置

3. 八代市リサイクルプラザ（不燃物処理・資源化施設）

竣 工：昭和 60 年（1985 年）2 月 28 日

処 理 能 力：20 t／5 h

建 築 概 要：鉄骨スレート葺 2 階建／508 m²

4. 容器包装リサイクル関連施設

ペ ッ ト ボ ト ル 減 容 器：処理能力 300 kg／h（平成 11 年 4 月～）

その他プラスチック用減容器：処理能力 200 kg／h（平成 13 年 7 月～）

5. 資源物ストックヤード

紙類（新聞、雑誌、段ボール）

ビン類（透明、茶色、混合）

2 樹木剪定くずリサイクル施設

所 在：八代市南平和町 355（八代ソイル内）

使用開始：平成 15 年（2003 年）7 月 1 日

処理能力：2 m³／h×2 台、10 m³／h×1 台

処理方式：自走式チップパーシュレッダーによる破碎処理

処理実績：令和 3 年度 589.63 t



写真 II-2 樹木剪定くずリサイクル施設全景

3 エコイトやつしろ（八代市環境センター） （※平成30年（2018年）7月2日から受入）

所 在：八代市港町299（加賀島地区）

敷地面積：55,463.81 m²



1. エネルギー回収推進施設

竣 工：平成 30 年（2018 年）9 月 30 日

主 要 設 備：プラットホーム、ごみピット、灰ピット、焼却炉（2 炉）
 バグフィルタ、ボイラ、エコノマイザ、減温塔、可燃性粗大
 ごみ切断機、蒸気タービン発電機、非常用発電機、受変電設
 備、中央制御室、見学者ホール、ごみクレーン、煙突

処 理 方 式：連続運転式焼却炉（ストーカ方式）

処 理 能 力：134 t/24 h（67 t/24 h×2 炉）

建 築 概 要：SRC 造+RC 造+S 造 地上 5 階

建築面積/3,938.42 m² 延床面積/8,733.40 m²

公害防止対策：ダイオキシン類対策施設（排ガス、飛灰）、ばいじん除去
 装置・汚水処理装置

余熱利用設備：蒸気タービン発電（定格出力 2,880 kW）

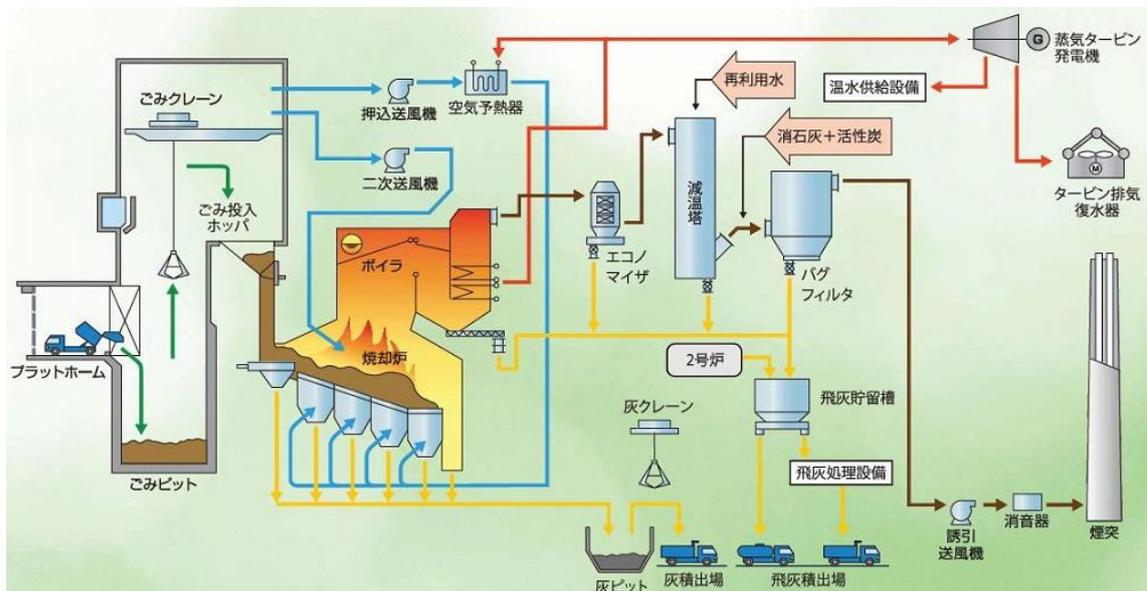


図 II - 1 エネルギー回収棟における焼却処理の流れ

施設見学コース



2. 計量棟・受付棟

- 竣 工：平成 30 年（2018 年）6 月 15 日
主 要 設 備：受付室、計量室、計量機（入場 2 機、退場 1 機）
建 築 概 要：S 造 地上 1 階
建築面積／339.00 m² 延床面積／372.90 m²



3. マテリアルリサイクル推進施設

- 竣 工：平成 30 年（2018 年）7 月 31 日
主 要 設 備：資源 22 分別受入ヤード、保管ヤード、プラットホーム
高速回転破砕機、缶類処理ライン、プラスチック容器包装処
理ライン、中央制御室、見学者通路、太陽光発電設備（屋上）
建 築 概 要：SRC 造+RC 造+S 造 地上 3 階
建築面積／3,604.10 m² 延床面積／6,284.97 m²



4. 管理棟

竣 工：平成 30 年（2018 年）6 月 15 日

主 要 設 備：1 階 事務室、ホール、多目的室（2 室）、防災備蓄倉他

2 階 多目的ホール、環境学習スペース、倉庫

3 階 会議室（2 室）、和室、倉庫

4 階 連絡通路（見学者通路）

建 築 概 要：R C 造一部 S 造 地上 4 階

建築面積／1,275.08 m² 延床面積／2,573.57 m²



環境学習コーナー〔2F〕

八代市のごみ処理の歴史をご覧いただけるほか、山、川、海、干潟などで見られる野生動植物の紹介や、タッチパネルを使ったクイズ等を用意しています。

多目的ホール〔2F〕

エコイトやつしろの施設見学や環境学習のほか、様々なイベントで利用することが出来、最大 150 名を収容することが出来ます。



5. 車庫棟・洗車棟

竣 工：平成 30 年（2018 年）6 月 15 日

主 要 設 備：パッカー車 16 台、4 t 平ボディ車 12 台、洗車スペース 2 台
オイル交換スペース

建 築 概 要：S 造 地上 1 階

建築面積／1,332.05 m² 延床面積／1,332.05 m²



【八代市環境センターで処理困難な一般廃棄物の処理を行う民間施設】

1 一般廃棄物処理の許可業者（民間施設）

一般廃棄物処理の許可業者

事業者名	住 所	廃 プ	ゴ ム	金 属	ガ ラ ス	コ ン	陶 磁 器	が れ き	紙	木	織 維	搬入条件及び持ち込み可能なもの
(有)トヨダ	八代市新港町2丁目 4-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	家屋廃材、コンクリートブロック、塩ビ管、廃タイヤ、タイヤホイール、温水器、ドラム缶、FRP、樹脂製波板、ボウリング球、農業資材、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、農業用ビニール
(株)津田	八代市新港町2丁目 4-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	廃船、スレート、タイル、漆喰壁（現場で確認が必要）、家屋廃材、カーバッテリー、耐火金庫、樹脂製波板、小型家電、タイヤ、タイヤホイール、ドラム缶、ボウリング球、レンガ（少量）、土砂
(有)水野産業	八代市鏡町宝出 1040-2	○	○	○					○	○	○	石膏ボード、塩ビ管、波板（スレートは不可）
(株)三大	八代市鏡町宝出 1021-14			○		○		○		○		基盤、物干し台（支柱とコンクリート一体物も可）、ウッドデッキ、家屋廃材（柱）、コンクリートブロック、シャッター扉（錠戸）、水道管（鋼管）、ドラム缶、仏壇、ボイラー（家庭用）、水中ポンプ

専門的に引取を行う民間業者

事業者名	住 所	取扱品目	備 考
(株)南	八代市新港町1丁目7-4	紙 類	紙類以外にも、ペットボトルとアルミ缶の引取可
(株)和泉商事サイクル	八代市新港町1丁目3-1	蛍光管	蛍光管（黄色も可）（LED電球、水銀灯は不可）
八代ソイル	八代市南平和町355	樹木剪定くず	直径10cm以内、長さ1.5m以内 ※広がった枝部分は切断すること
(株)南栄 港第二工場	八代市新港町2丁目4-11	樹木剪定くず	長さ2m以内
マルエ工業 (有)東陽リサイクルセンター	八代市東陽町北2472	がれき類	
(株)吉田開発	八代市鏡町鏡548-1	がれき類	木くず、コンクリート、石膏ボード（濡れたものは不可）
(株)FKGコーポレーション	八代市千丁町古閑出262	がれき類	コンクリート、石膏ボード、アスファルト殻
シー・アール・ディ開発(株)	八代市港町262-26	がれき類	コンクリート、アスファルト殻、セメント瓦、焼き瓦
(有)福岡産業	八代市新港町2丁目4-15	使用済タイヤ	
新宝産業(株)	八代市港町277	廃 船	原形のままの船に限る（崩れた状態の船は引取不可）
(株)本田商事	八代市麦島東町11-7	自動車バッテリー	自動車、バイク用のバッテリーのみ受入（付属品は引取不可）
(株)ホリタシステム	八代市上日置町4317	消火器	搬入前に連絡が必要（エアゾール式消火具、外国製消火器は引取不可）
熊本防災設備	八代市大村町414-8	消火器	搬入前に連絡が必要（エアゾール式消火具、外国製消火器は引取不可）

資料Ⅲ 過年度データ

表 Ⅲ－１ 八代市のごみ処理量

単位：t

年度	南 部		北 部		全 域					
	燃えるごみ	資 源	燃えるごみ	資 源	燃えるごみ	前年比	資 源	前年比	総ごみ量	前年比
H24	28,056	5,667	6,673	777	34,729		6,444		41,173	
H25	27,541	5,591	6,641	686	34,182	98.42%	6,278	97.42%	40,460	98.27%
H26	27,356	5,473	6,628	655	33,985	99.42%	6,128	97.61%	40,112	99.14%
H27	26,919	5,393	6,672	690	33,591	98.84%	6,083	99.27%	39,674	98.91%
H28	26,661	5,579	6,663	747	33,324	99.20%	6,325	103.98%	39,649	99.94%
H29	26,648	5,422	6,755	647	33,403	100.24%	6,069	95.94%	39,472	99.55%
H30	—	—	—	—	33,726	100.97%	5,247	86.47%	38,974	98.74%
R1	—	—	—	—	34,428	102.08%	4,935	94.05%	39,363	101.00%
R2	—	—	—	—	33,616	97.64%	5,214	105.66%	38,830	98.65%
R3	—	—	—	—	33,733	100.35%	4,668	89.53%	38,401	98.90%

※平成30年にエコエイトやつしろ稼働開始

表 Ⅲ－２ 八代市の人口

単位：人

年 度		南 部	北 部	全 域	前年比
H24	9月末	106,068	27,481	133,549	99.94%
	3月末	105,474	27,301	132,775	
H25	9月末	105,370	27,186	132,556	99.26%
	3月末	104,795	27,002	131,797	
H26	9月末	104,705	26,939	131,644	99.33%
	3月末	104,156	26,755	130,911	
H27	9月末	103,972	26,689	130,661	99.41%
	3月末	103,685	26,458	130,143	
H28	9月末	103,553	26,404	129,957	99.40%
	3月末	103,173	26,185	129,358	
H29	9月末	103,035	26,116	129,151	99.19%
	3月末	102,314	25,997	128,311	
H30	9月末	102,160	25,955	128,115	99.22%
	3月末	101,508	25,798	127,306	
R1	9月末	101,291	25,675	126,966	98.95%
	3月末	100,510	25,456	125,966	
R2	9月末	100,184	25,363	125,547	99.15%
	3月末	99,594	25,301	124,895	
R3	9月末	99,252	25,034	124,286	98.52%
	3月末	98,232	24,820	123,052	

※南部：八代市、坂本町

※北部：千丁町、鏡町、東陽町、泉町

※前年比：3月末人口による比較

表 Ⅲ－３ 八代市の最終処分量

単位：t

年度	南 部	北 部	全 域
H24	4,193	1,312	5,505
H25	3,857	1,320	5,177
H26	3,866	1,376	5,242
H27	3,953	1,362	5,315
H28	3,827	1,424	5,251
H29	3,941	1,367	5,308
H30	—	—	2,090
R1	—	—	404
R2	—	—	463
R3	—	—	403

(H30まで) 最終処分量 = 焼却灰(主灰+飛灰)、ガラス陶磁器類

(R1から) 最終処分量 = ガラス陶磁器類

表 Ⅲ－４ 八代市の集団回収量

単位：t

年度	新 聞	雑 誌	段ボール	紙パック	布 類	PET	一升瓶	ビール瓶	その他	スチール	アルミ
H24	1,197	534	1,189	5	1	25	31	94	0	75	120
H25	1,072	452	1,347	5	1	18	28	84	0	23	128
H26	1,034	427	1,212	5	7	29	25	67	0	19	118
H27	897	380	1,213	4	1	48	19	46	0	3	72
H28	959	407	1,411	4	1	48	27	70	0	3	124
H29	1,170	529	1,170	4	6	37	16	42	0	2	122
H30	1,243	603	3,428	6	20	47	29	46	0	35	153
R1	1,230	573	3,528	13	24	100	12	43	0	45	173
R2	1,237	709	2,289	6	0	57	11	11	0	97	108
R3	1,438	783	2,919	16	0	60	7	18	2	25	125

資料Ⅳ ごみの収集状況

1 ごみの収集

本市のごみ収集は、本庁及び坂本支所管内において平成11年（1999年）1月から「燃えるごみ」と「資源物」の2つの区分での収集がスタートし、市町村合併の平成17年（2005年）8月からは市全域で始めています。

2 燃えるごみの収集

2-1 燃えるごみの集積所

燃えるごみは、市内3,075箇所の集積所〔令和4年（2022年）4月1日現在〕での収集と、鏡支所管内の一部で路線収集を行っています。

表 IV—1 燃えるごみの収集状況

収集区域	可燃物	
	集積所数	収集回数
本庁管内	2,099	週2回 / 月・木、火・金、水・土の3区分
坂本支所	166	週2回 / 月・木、火・金の2区分
千丁支所	165	週2回 / 月・木、火・金の2区分
鏡支所	路線収集+430	週2回 / 月・木、火・金の2区分
東陽支所	63	週2回 / 月・木、火・金の2区分
泉支所	152	週1回 / 月、火、水、金の4区分
合計	3,075	

2-2 有料指定袋の導入

平成11年（1999年）4月から、ごみ処理手数料を含んだ有料指定袋制度を導入〔指定袋の販売は、平成11年（1999年）3月から開始〕し、市町村合併後1年間の経過措置を経て、平成18年（2006年）8月から市内全域で統一した指定袋での収集を始めました。

【有料指定袋の種類と販売価格】

サイズ（規格）		販売価格	1枚あたりの価格
大袋（45ℓ）	1ロール10枚	500円	50円
中袋（30ℓ）	1ロール10枚	350円	35円
小袋（15ℓ）	1ロール10枚	200円	20円

3 資源の日の分別収集

再資源化（リサイクル）可能な「資源」や埋立処分を行う「不燃物」等の排出方法は、ステーション方式により市内 622 箇所〔令和 4 年（2022 年）4 月 1 日現在〕で収集を行っています。

平成 8 年度（1996 年度）から 8 分別での「資源の日」を開始し、平成 11 年（1999 年）1 月からは「布類」や「ペットボトル」等を加え 17 分別に拡大し、平成 12 年度（2000 年度）からは、容器包装リサイクル法が完全施行されたことに伴い、「白色トレイ」、「その他プラスチック製容器包装」、「その他の紙製容器包装」を、平成 19 年度（2007 年度）からは「ペットボトルのフタ」を、平成 23 年度（2011 年度）からは「プラスチック製品」を追加し、現在は 22 品目での分別収集を行っています。

表 IV—2 資源の日の収集状況

収集区域	資源物	
	集積所数	収集回数
本庁管内	391	月 2 回
坂本支所	75	月 1 回
千丁支所	22	月 2 回
鏡支所	45	月 2 回
東陽支所	31	月 1 回
泉支所	58	月 1 回
合 計	622	

表 IV—3 資源の分別品目

分別品目			
1	缶 類	12	中型ごみ
2	透明ビン	13	新聞・チラシ
3	茶色ビン	14	段ボール
4	その他の色ビン	15	雑誌・雑紙
5	生きビン	16	衣類と布類
6	紙パック	17	ペットボトル
7	金属製のフタ	18	白色トレイ
8	有害危険物	19	プラスチック製容器包装
9	ガラス・陶磁器類	20	紙製容器包装
10	なべ・金物	21	ペットボトルのフタ
11	小型電気製品類	22	プラスチック製品

※集積所によっては缶類を「アルミ」と「スチール」に、また「乾電池」、「蛍光管」、「発泡スチロール」、「ビデオ・カセットテープ」を分別される場合があります。

資料V 資源の主なリサイクル内容

表V-1 八代市が収集する資源の主なリサイクル内容（令和3年度実績に基づく）

収 集 品 目	再 生 品 名
透明ビン	透明ビン
茶色ビン	茶色ビン
その他の色ビン	ガラスビン、住宅用断熱材など
ペットボトル	ユニフォーム、ブリスターパック、クリアファイル、卵パックなど
ペットボトルのフタ	再生樹脂、電力・通信用資材、土木建築用資材、工業部品、日用雑貨など
白色トレイ	白色トレイ
プラスチック製容器包装	再生樹脂、電力・通信用資材、土木建築用資材、工業部品、日用雑貨など
プラスチック製品	プラスチック原料など
スチール缶、鉄類	鉄製品原料
アルミ缶	アルミ製品原料
紙パック	トイレットペーパー、ティッシュペーパーなど
紙製容器包装	段ボール原紙
段ボール	段ボール原紙
新聞・チラシ	印刷用紙、コピー用紙
雑誌・雑紙	印刷用紙、コピー用紙

資料Ⅵ 用語の解説

◎ 温室効果ガス

地球の大気には二酸化炭素などの「温室効果ガス」と呼ばれる気体がわずかに含まれています。これらの気体は赤外線を吸収し、再び放出する性質があります。この性質のため、太陽からの光で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが、熱として大気に蓄積され、再び地球の表面に戻ってきます。この戻ってきた赤外線が、地球の表面付近の大気を暖めます。これを温室効果と呼びます。

温室効果が無い場合の地球の表面の温度は氷点下 19℃と見積もられていますが、温室効果のために現在の世界の平均気温はおよそ 14℃となっています。

大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなります。

主な温室効果ガスには、

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス があります。

二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスで、石炭や石油の消費、セメントの生産などにより大量の二酸化炭素が大気中に放出されます。

また、大気中の二酸化炭素の吸収源である森林が減少しています。これらの結果として大気中の二酸化炭素は年々増加しています。

メタンは二酸化炭素に次いで地球温暖化に及ぼす影響が大きな温室効果ガスです。メタンは、湿地や池、水田で枯れた植物が分解する際に発生します。家畜のげっぴにもメタンが含まれています。このほか、天然ガスを採掘する時にもメタンが発生します。

引用元：国土交通省 気象庁ホームページ

◎ 循環型社会

限りある地球の資源の使用を減らすために、資源を有効的に繰り返し使う社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

引用元：環境省ホームページ

◎ **山元還元（やまもとかんげん）**

被処理物の焼却処理によって発生する焼却飛灰から、非鉄金属を回収し再使用する一連の操作をいう。

廃棄物処理中に発生する飛灰は焼却飛灰の形で集められ、その焼却飛灰中には鉛、カドミウム、亜鉛、銅などの非鉄金属が2～12%の高濃度で含まれている。

これを非鉄金属の原料と見なし鉱山（精錬所）に還元し、非鉄製錬技術で鉛、亜鉛などの単一物質に還元、回収する。

◎ **3R（スリーアール）**

循環型社会を形成するための以下の3つの取組みの頭文字をとった言葉で、環境配慮に関するキーワード。

Reduce	（リデュース）	排出抑制
Reuse	（リユース）	再使用
Recycle	（リサイクル）	再生利用

◎ **主灰（しゅばい）**

焼却炉でごみを焼却したときに、炉の底部から排出される燃えがら。

引用元：デジタル大辞泉

◎ **飛灰（ひばい）**

燃料を燃焼したり、ごみを焼却するときに発生する排ガスに含まれる^{ばいじん}煤塵。

引用元：デジタル大辞泉

◎ 以下は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（別名：廃棄物処理法）」からの抜粋です。

（国民の責務）

第2条の4 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

以下は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（別名：容器包装リサイクル法）」からの抜粋です。

(事業者及び消費者の責務)

第4条 事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第6条 市町村は、その区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

◎ 市民とともに進める8つの環境行動

- 1 “燃えるごみ”を減らします。
- 2 買い物時はマイバックを持参します。
- 3 “MOTTAINAI” 食べ残しをなくします。
- 4 “資源物”はきちんと分別します。
- 5 “節電”に取り組めます。
- 6 “節水”に取り組めます。
- 7 空き地などを適正に管理します。
- 8 環境問題について学び、行動します。

◎ 「プラスチック・スマート」キャンペーン

ごみ拾いイベントへの参加やマイバッグの活用などの個人の行動・アイデアや、自治体・NGO・企業・研究機関などによるポイ捨て・不法投棄撲滅の運動やプラスチックの3Rなどの取組を募り、その取組をキャンペーンサイト、我が国で開催するG20や各種イベントなどを通じて広く国内外に発信する環境省が主導するキャンペーンです。



八代市一般廃棄物処理基本計画

[中間見直し版]

発行：令和5年（2023年）4月

発行者：八代市 循環社会推進課

〒866-0033

熊本県八代市港町 299 番地

TEL 0965-34-1997

E-mail : junkan@city.yatsushiro.lg.jp